

予算決算常任委員会提出資料

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

平成 26 年 10 月

みえ県民カビジョン・行動計画 政策体系・行政運営の取組

政 策	施 策	担当当局
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	防災対策部
	112 治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部
	113 食の安全・安心の確保	健康福祉部
	114 感染症の予防と体制の整備	健康福祉部
2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	健康福祉部
	122 がん対策の推進	健康福祉部
	123 こころと身体の健康対策の推進	健康福祉部
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	132 交通安全のまちづくり	環境生活部
	133 消費生活の安全の確保	環境生活部
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	健康福祉部
4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	健康福祉部
	142 障がい者の自立と共生	健康福祉部
	143 支え合いの福祉社会づくり	健康福祉部
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	環境生活部
	152 廃棄物総合対策の推進	環境生活部
	153 自然環境の保全と活用	農林水産部
	154 大気・水環境の保全	環境生活部

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	212 男女共同参画の社会づくり	環境生活部
	213 多文化共生社会づくり	環境生活部
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	環境生活部
2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上	教育委員会
	222 地域に開かれた学校づくり	教育委員会
	223 特別支援教育の充実	教育委員会
	224 学校における防災教育・防災対策の推進	教育委員会
3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健康福祉部
	232 子育て支援策の推進	健康福祉部
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部
4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	地域連携部
	242 競技スポーツの推進	地域連携部
5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化	地域連携部
	252 東紀州地域の活性化	地域連携部
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	地域連携部
	254 農山漁村の振興	農林水産部
	255 市町との連携による地域活性化	地域連携部
6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興	環境生活部
	262 生涯学習の振興	環境生活部

III 「拓(ひらく)」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～		
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	農林水産部
	312 農業の振興	農林水産部
	313 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	314 水産業の振興	農林水産部
2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	雇用経済部
	322 ものづくり三重の推進	雇用経済部
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	雇用経済部
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	雇用経済部
	325 新しいエネルギー社会の構築	雇用経済部
3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発	雇用経済部
	332 働き続けることができる環境づくり	雇用経済部
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341 三重県営本部の展開	雇用経済部
	342 観光産業の振興	雇用経済部
	343 国際戦略の推進	雇用経済部
5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進	県土整備部
	352 公共交通網の整備	地域連携部
	353 快適な住まいまちづくり	県土整備部
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

施策の推進を支えるために		
行政運営の取組	1 「みえ県民カビジョン」の推進	戦略企画部
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 市町との連携の強化	地域連携部
	6 広聴広報の充実	戦略企画部
	7 IT活用の推進	地域連携部
	8 公共事業推進の支援	県土整備部

みえ県民カビジョン・行動計画 選択・集中プログラム

施 策	主担当部局
緊急課題解決プロジェクト	
1 命を守る緊急減災プロジェクト	防災対策部
2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	県土整備部
3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	健康福祉部
4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	雇用経済部
5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	健康福祉部
6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	健康福祉部
7 三重の食を拓(ひら)く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	農林水産部
8 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト	雇用経済部
9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	農林水産部
10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	環境生活部
新しい豊かさ協創プロジェクト	
1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	教育委員会
2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	地域連携部
3 スマートライフ推進協創プロジェクト	雇用経済部
4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	雇用経済部
5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	戦略企画部
南部地域活性化プログラム	地域連携部

目 次

<施策>

I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

- 1 危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～
 - 1 防災・減災対策の推進（111）・・・・・・・・・・・・・2頁
 - 2 治山・治水・海岸保全の推進（112）・・・・・・・・・・・・・12頁
 - 3 食の安全・安心の確保（113）・・・・・・・・・・・・・16頁
 - 4 感染症の予防と体制の整備（114）・・・・・・・・・・・・・20頁

- 2 命を守る～健康な暮らしと安心できる医療体制～
 - 1 医師確保と医療体制の整備（121）・・・・・・・・・・・・・22頁
 - 2 がん対策の推進（122）・・・・・・・・・・・・・28頁
 - 3 こころと身体健康対策の推進（123）・・・・・・・・・・・・・32頁

- 3 暮らしを守る～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～
 - 1 犯罪に強いまちづくり（131）・・・・・・・・・・・・・36頁
 - 2 交通安全のまちづくり（132）・・・・・・・・・・・・・38頁
 - 3 消費生活の安全の確保（133）・・・・・・・・・・・・・42頁
 - 4 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保（134）・・・・・・・・・・・・・44頁

- 4 共生の福祉社会～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～
 - 1 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実（141）・・・・・・・・・・・・・46頁
 - 2 障がい者の自立と共生（142）・・・・・・・・・・・・・50頁
 - 3 支え合いの福祉社会づくり（143）・・・・・・・・・・・・・54頁

- 5 環境を守る持続可能な社会～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～
 - 1 地球温暖化対策の推進（151）・・・・・・・・・・・・・58頁
 - 2 廃棄物総合対策の推進（152）・・・・・・・・・・・・・62頁
 - 3 自然環境の保全と活用（153）・・・・・・・・・・・・・66頁
 - 4 大気・水環境の保全（154）・・・・・・・・・・・・・70頁

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

- 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会
～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～
 - 1 人権が尊重される社会づくり（211）・・・・・・・・・・・・・74頁
 - 2 男女共同参画の社会づくり（212）・・・・・・・・・・・・・78頁
 - 3 多文化共生社会づくり（213）・・・・・・・・・・・・・82頁
 - 4 NPOの参画による「協創」の社会づくり（214）・・・・・・・・・・・・・84頁

2	教育の充実～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	
1	学力の向上（221）	86頁
2	地域に開かれた学校づくり（222）	96頁
3	特別支援教育の充実（223）	98頁
4	学校における防災教育・防災対策の推進（224）	102頁
3	子どもの育ちと子育て～子どもが豊かに育つことができる社会～	
1	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり（231）	104頁
2	子育て支援策の推進（232）	108頁
3	児童虐待の防止と社会的養護の推進（233）	112頁
4	スポーツの推進～夢と感動を育む社会～	
1	学校スポーツと地域スポーツの推進（241）	116頁
2	競技スポーツの推進（242）	120頁
5	地域との連携～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	
1	南部地域の活性化（251）	124頁
2	東紀州地域の活性化（252）	128頁
3	「美し国おこし・三重」の新たな推進（253）	132頁
4	農山漁村の振興（254）	134頁
5	市町との連携による地域活性化（255）	140頁
6	文化と学び～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	
1	文化の振興（261）	142頁
2	生涯学習の振興（262）	146頁

Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

1	農林水産業～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	
1	農林水産業のイノベーションの促進（311）	150頁
2	農業の振興（312）	154頁
3	林業の振興と森林づくり（313）	160頁
4	水産業の振興（314）	164頁
2	強じんて多様な産業～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	
1	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進（321）	168頁
2	ものづくり三重の推進（322）	172頁
3	地域の価値と魅力を生かした産業の振興（323）	176頁
4	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興（324）	180頁
5	新しいエネルギー社会の構築（325）	184頁

3 雇用の確保～誰もが働ける社会～

- 1 雇用への支援と職業能力開発（331）・・・188頁
- 2 働き続けることができる環境づくり（332）・・・192頁

4 世界に開かれた三重～観光産業の振興と国際戦略の展開～

- 1 三重県営業本部の展開（341）・・・194頁
- 2 観光産業の振興（342）・・・198頁
- 3 国際戦略の推進（343）・・・202頁

5 安心と活力を生み出す基盤～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～

- 1 道路網・港湾整備の推進（351）・・・206頁
- 2 公共交通網の整備（352）・・・210頁
- 3 快適な住まいまちづくり（353）・・・212頁
- 4 水資源の確保と土地の計画的な利用（354）・・・214頁

<選択・集中プログラム>

第1章 緊急課題解決プロジェクト

- 1 命を守る緊急減災プロジェクト・・・218頁
- 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト・・・228頁
- 3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト・・・232頁
- 4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト・・・238頁
- 5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト・・・242頁
- 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト・・・246頁
- 7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」
～もうかる農林水産業の展開プロジェクト・・・252頁
- 8 日本をリードする「メイド・イン・三重」
～ものづくり推進プロジェクト・・・258頁
- 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト・・・264頁
- 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト・・・268頁

第2章 新しい豊かさ協創プロジェクト

- 1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト・・・272頁
- 2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト・・・280頁
- 3 スマートライフ推進協創プロジェクト・・・282頁
- 4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト・・・286頁
- 5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト・・・290頁

<行政運営>

施策の推進を支えるために

- 1 「みえ県民カビジョン」の推進・・・・・・・・・・ 302頁
- 2 行財政改革の推進による県行政の自立運営・・・・・・・・ 306頁
- 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営・・・・・・・・ 310頁
- 4 適正な会計事務の確保・・・・・・・・・・ 314頁
- 5 市町との連携の強化・・・・・・・・・・ 316頁
- 6 広聴広報の充実・・・・・・・・・・ 318頁
- 7 IT利活用の推進・・・・・・・・・・ 322頁
- 8 公共事業推進の支援・・・・・・・・・・ 324頁

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

〈施策〉

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

111 防災・減災対策の推進

(主担当部局：防災対策部)

- 11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進 (防災対策部)
- 11102 災害対応力の充実・強化 (防災対策部)
- 11103 「協創」による地域防災力の向上 (防災対策部)
- 11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (防災対策部)
- 11105 災害医療体制の整備 (健康福祉部)
- 11106 安全な建築物の確保 (県土整備部)
- 11107 緊急輸送ルート整備 (県土整備部)
- 11108 消防力向上への支援 (防災対策部)
- 11109 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	50.0%		50.0%
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					
27年度目標値の考え方 (みえ県民カピジョン記載内容を転記)	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度3%程度向上させることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進 (防災対策部)	新地震・津波対策行動計画の進捗率		—	20%	60%		100%
		—	—	25.9%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数		6回	6回	7回		8回
		5回	7回	7回			
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率		29.0%	36.0%	43.0%		50.0%
		23.1%	27.0%	27.0%			
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000人	42,000人	46,000人		50,000人
		36,000人	38,500人	40,200人			
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	68.6%	71.4%		82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%			
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	86.4%	88.2%		90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%			
11107 緊急輸送ルート整備（県土整備部）	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	91.2%	92.3%		94.5%
		91.2%	91.2%	92.3%			
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率		83.3%	83.5%	83.7%		84.0%
		82.8%	82.9%	83.3%			
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
		99.6%	99.6%	99.7%			

進捗状況（現状と課題）

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ① 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」及び「地震被害想定調査結果」を受け、「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に応えるとともに、必要なデータ提供を行っているところです。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しについては、紀伊半島大水害で得た教訓や災害対策基本法の改正内容を踏まえた見直しを進めるとともに、新たにタイムラインの考え方を活かした防災対策についても導入を検討することとし、関係部局の防災担当者を対象としたタイムライン勉強会を7月に実施しました。また、今回の修正にあたり、課題となっている市町の避難勧告等発出の判断にかかる県の支援のあり方などをテーマとした、全市町との意見交換会を開催しました（8月18日から9月1日の間、県内7地域において開催）。今後、3月末に開催予定の三重県防災会議に向け、「地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを的確に進めるとともに、「地域防災計画（地震・津波対策編）」について、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるための必要な修正を行う必要があります。

- ②三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を図っているところです。また、被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月22日）を実施しました。今後も引き続き、県民への周知を図るとともに、市町や防災関係機関が避難対策の検討やハザードマップの策定等、地震被害想定調査結果の防災・減災対策への具体的な活用を進める際の様々な支援要請に応じていく必要があります。
- ③「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、熊野市で新たに二木島町と木本町の2地区で取組が行われているほか、紀宝町鶴殿地区でも取組が始まりました。また、南伊勢町、津市でも昨年度に引き続き「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画作成の取組が行われていますが、北中部への広がりがありません。「避難所運営マニュアル」については、熊野市新鹿地区で取組が行われているほか、四日市市、伊賀市でも昨年度に引き続き、取組が行われています。また、鈴鹿市、亀山市、菟野町、志摩市ほか3市町でも取組について検討が行われています。
- ④「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成25年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめました。結果については、防災対策会議幹事会（9月11日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月8日）に報告しました。また計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月：1,200部、7月：800部）し、市町や防災関係機関を始め、各部署が所管する団体等にも配布し、会議やイベントの場を活用した啓発をお願いしてきたところです。今後も、計画の着実な推進を図るとともに、さらなる広報に努める必要があります。
- ⑤桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から漏れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手することとし、平成26年4月に、県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立するとともに、実務レベルの検討会議（6月3日～9月30日：6回）において必要なハード・ソフト両面からの対策について検討を重ねているところです。今後も同協議会及び検討会議においてさらなる検討を進めるとともに、順次、具体的な対策に着手していく必要があります。また、国に対しても秋の政策提言・提案活動や9県知事会議での要望活動等の機会を捉え、海拔ゼロメートル地帯の防災・減災対策への支援を求めていく必要があります。
- ⑥「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、平成26年度は鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を進めることとし、現在、両市町との協議を進めています。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催しました。今後も両市町と連携し、帰宅困難者となった観光客への対策など、具体的な課題設定に基づく対策の検討を進めていく必要があります。
- ⑦新たに策定する「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」について、計画の全体構成案及び過去の風水害から三重県が学ぶべき教訓や課題を取りまとめ、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議（7月開催）」に諮り、課題等の検討を進めるとともに、この課題等もふまえた風水害対策全般にかかる具体的な行動項目案について整理を行いました。今後は関係部局、市町、関係機関等との調整を図り、議会からの意見等も踏まえた上で、平成27年3月の公表に向けた策定作業を進める必要があります。
- ⑧原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」への記載内容を、原子力災害対策アドバイザーの意見を聞きながら検討し、今年度中の策定に向けて進めていく必要があります。

- ⑨防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の情報交換や進捗状況を共有しています。今後も引き続き、地域や住民の自主的な取組が促進されるよう、支援していく必要があります。
- ⑩地域減災力強化推進補助金については、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、29市町の167事業に対して287,944千円（9月末実績）を補助していますが、今後、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、津波避難対策等を重視した現行制度の見直しについて検討を行っていく必要があります。三重県新地震・津波対策行動計画の中間評価を行う平成27年度に、市町に対する支援のあり方について総合的な見直しを行うこととしており、これまでの実績や市町の防災・減災対策事業の進捗状況の検証に着手したところです。
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、引き続き検討を進める必要があります。また、広域避難については、県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会における協議結果をふまえるとともに、県境を越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。さらに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成していますが、台風接近時には必要に応じてすみやかに市町へ派遣を行う必要があります。
- ⑫東日本大震災への支援では、県内避難者向けに支援情報を提供するとともに、被災地への支援・交流に取り組みました。東日本大震災支援本部員会議を2回開催し、派遣職員からの報告、関係部局からの事業実施報告、被災地訪問調査報告等を行い、全庁的な連携・情報共有を進めました。今後も県内避難者に対する支援情報の提供に加え、支援・交流等を通じた被災地の現状把握に努め、震災の記憶を風化させることのないよう、適時に情報発信する必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けては、平成24、25年度に整備した県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアル及び災害対策本部体制の検証を行い、さらに災害対応力の強化を進めるとともに、実動訓練により救出・救助機関や医療機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ②北勢広域防災拠点については、完成の目途としている平成29年度に向けて整備を進める必要があります。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄を検討する必要があります。
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、平成5年4月の運航開始から21年を経過し、昨年度末までの活動件数は5,676件、飛行時間は6,045時間に達しています。これに伴い、機体の老朽化による不具合の発生や交換部品の増高、調達時間の増加が課題となっています。また、今後の耐空検査等による修繕に多額の経費を要することが見込まれることから、多発する災害等に安全かつ適切に対処していくためにも、ヘリコプター本体の機体更新に向けた検討を進めていく必要があります。
- ④国民保護図上訓練の実施により明らかになった課題等を整理し、国民保護対策本部活動要領等の見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。
- ⑤道路啓開基地においては平成27年度までに13箇所を整備する計画のもと8箇所、道路構造の強化については平成27年度までに21箇所を整備する計画のもと7箇所、それぞれ整備を進めています。引き続き道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を進めていくほか、平成24年度に策定した道路啓開マップを活用した国・県・市町・建設企業の連携による訓練を実施することで、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進する必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、これまで36件の企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応しました。今後は、11月に開催される「みえリーディング産業展 2014」に出展し、県内企業への相談窓口の周知を図っていきます。また、「みえ企業等防災ネットワーク」においては、相談窓口を積極的に活用するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。
- ②「みえ防災・減災センター」が防災人材の活用を見据えて開講した「みえ防災コーディネーターコース」をはじめとする3コースの防災人材育成講座には、現在、あわせて48名が受講しています。また、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成講座では、現在31名が受講中であるとともに、女性を中心とした専門職防災研修についても、現在55名が受講しています。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、23市町の職員が受講しました。このほか、「みえ防災人材バンク」の枠組を構築し、みえ防災コーディネーター等が、市町や地域の防災活動支援で活躍できるよう、バンクへの登録を促進していく必要があります。また、防災人材のあり方について、地域防災の中核を担うのは消防団や自主防災組織であり、みえ防災コーディネーター等の防災人材がその活動を補完し、市町や県がその全体を掌握する、という枠組を明確にして、それぞれの機能を高める必要があります。
- ③メディアを活用した啓発については、啓発番組（レッツ！防災）を放送（9月末実績：10回放送）し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）の開催に向け準備を進めています。また、アーカイブの構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集に取り組んでいます。こういった取組は行っているものの、県民の防災意識の向上になかなか結びついていけないのが実状です。
- ④「自主防災組織活動実態調査」の結果から、訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練など実践的な訓練は着実に増えてきており、徐々にではあるが活動が活性化していることが分かりました。そうした状況を踏まえ、地域の組織力により個人を防災活動に呼び込むことで、より訓練等が活発に行われるなど、自主防災活動が活性化する新たな取組を検討していく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保するとともに、機能が十分に活用されるように利用方法等について周知していく必要があります。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を進めています。
- ②気象情報・災害情報等の収集及び県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」についてサービス内容の周知を行っています。また、気象情報、災害情報等が、より迅速・適確に収集・伝達でき、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた基本計画策定の準備を進めています。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、3病院で耐震化工事を実施しており、2病院に補助をしています。今後、耐震化工事が未実施の病院について、耐震化を促進する必要があります。
- ②災害医療コーディネーター研修会の実施内容の参考とするため、石巻赤十字病院スタッフを中心に設立された災害医療ACT研究所が実施する研修会を視察しました。今後、視察内容をふまえて、より実践的な研修内容を検討のうえ、災害医療コーディネーター研修会を実施する必要があります。また、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害時対応力の向上を図っていく必要があります。

- ③医療従事者の研修については、看護師等を対象とした災害看護研修を実施しています。国が行うDMAT技能維持研修や実動訓練に県内の隊員が参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害時対応力の維持向上を図る必要があります。
- ④11月に実施する県総合防災訓練における災害医療訓練の実施案に基づき、災害医療対応マニュアルによる各関係機関の動きを確認しています。今後、県総合防災訓練、保健医療部隊図上訓練等を通じて実効性を確認する必要があります。
- ⑤地域災害医療対策会議を桑名、四日市、津、松阪、伊勢、熊野の6地域で開催し（平成26年10月末予定）、災害医療に関する体制整備に向けた協議や情報交換等を行いました。今後、残る鈴鹿、伊賀、尾鷲の3地域でも開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、災害医療体制を整備していく必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅耐震化補助の申込戸数は、8月末時点で、診断864戸、設計126戸、補強工事78戸と、着実に推移したことにより、木造住宅の耐震化を促進することができました。さらなる促進のためには、診断を終えた方が補強工事を実施するように、直接促していく取組が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された建築物において耐震診断4棟、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）において耐震改修1棟が補助制度を活用して耐震化に向けて動き出しました。耐震化を促進するため、補助制度を創設した市町と連携して対象となる建築物の所有者に補助制度を周知し、耐震診断及び耐震改修の支援を行うとともに、補助制度が未整備の市町に対して制度創設を働きかける必要があります。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を重点的かつ効率的に取り組み、4月30日に国道477号西浦バイパス工区を供用開始しました。今後とも、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁耐震の対策を進めていく必要があります。

【消防力向上への支援】

- ①市町・消防本部の消防設備等の充実支援に取り組みました。また、平成26年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」に基づき、優先的に広域化を推進していく地域への具体的な協議の進展に向けた情報提供等の支援を行いました。今後、各地域の協議の進展状況等をふまえた先進事例等の情報提供など、効果的な支援を図っていく必要があります。
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化の整備を進めました。年度内完了をめざしてさらに整備を進めるとともに、平成27年4月からの運用開始に向け、県内消防本部で構成する消防救急無線デジタル化推進協議会の専門部会において維持管理を含めた運用方法の検討を進めていく必要があります。
- ③平成26年3月に一部改正された「消防学校の教育訓練の基準」をふまえ、消防学校における消防団幹部科教育の見直しを行い実施しています。今後は、平成25年度に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえた消防団の更なる充実強化を図り、自主防災組織との連携により、近年の激化する自然災害に対応する地域防災の担い手としての力を発揮できるよう新たな仕組みを構築していく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果について、6月に開催された四日市コンビナート防災協議会を通じてコンビナート事業者へ説明を行うとともに、7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。今後、国において示される予定の長周期地震動対策や関係機関の意見等もふまえ、石油コンビナートの防災対策がより促進されるよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行う必要があります。

- ②平成 26 年 4 月から 9 月までに、高圧ガス関係で 8 件、火薬関係で 1 件の事故が発生しており、引き続き保安検査や立入検査等を通じて、適正な保安管理等を徹底し、事故防止を図る必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援について、平成 27 年度には、市町に対する支援のあり方について総合的な見直しを行います。その中で、補助金についても、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、対策の重点化を行うなど、本県の防災・減災対策の進展に寄与する内容としていきます。
- ②「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、「みえ防災人材バンク」の枠組により、防災人材を地域の取組に積極的に活用し、県内への水平展開を図ります。
- ③県の地域防災計画（地震・津波対策編及び風水害等対策編）の修正に基づき進められる各市町の関係計画の修正を支援します。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害等対策行動計画（仮称）」に掲げた行動項目が着実に実践され、本県の防災・減災対策が推進されるよう、各関係部局と連携して進捗を管理します。「三重県業務継続計画（BCP）」及び「三重県復興指針（仮称）」を新たに策定します。日本海洋研究開発機構（JAMSTEC）との連携を強化し、DONET（地震・津波監視観測システム）の実用化に向けた取組を進めます。
- ④県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう、引き続き検討を進めます。特に広域避難については、県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会及び「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めます。また引き続き、県と市町の災害時の人的広域支援体制として、台風接近時には必要に応じ、速やかに市町へ派遣チームの派遣を行う必要があります。
- ⑤東日本大震災への支援では、県内避難者に対する支援情報の提供のほか、支援・交流等を通じた被災地の情報収集に努め、震災の記憶を風化させることのないよう、情報発信を行います。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けては、「訓練でできないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、引き続き、積み重ねてきた改善を対策に反映させるとともに、さらに検証すべき課題を明確にして、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練においては、関係機関との連携および、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練等を実施します。
- ②北勢広域防災拠点については、完成の目処としている平成 29 年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら造成工事に着手します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進めます。
- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに機体更新に向けた取組を進めます。
- ④有事への対応を的確に実施するため、国民保護計画等の必要な見直しや訓練を実施し、緊急対処事態における対応力の強化を図ります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①防災・減災対策を進めるうえでは、地域防災の中核を担う消防団や自主防災組織の力が必要であり、自主防災組織の指導的役割を果たす消防団員や若年層消防団員を対象として、災害時要援護者対策などの自主防災組織の活動についての研修を実施するとともに、自主防リーダー研修に消防団の活動についての内容を盛り込むことで、消防団の災害対応力強化と自主防災組織の活動の活性化、相互の理解と連携を深める支援を行います。

「みえ防災人材バンク」登録者が地域での実践活動を行うための事前研修等を中心に、さらに地域で活躍できる仕掛けをつくりながら、人材バンクの充実を図ります。企業防災力の向上については、相談窓口アドバイザーの充実を図り、企業における防災関係の取組を支援します。「みえ企業等防災ネットワーク」においては、センターと連携しながら、引き続き、BCPの策定促進や地域における企業等の役割について検討を進めます。

- ②防災啓発について、県民の防災訓練への参加率は向上していることから、啓発活動だけではなく、「みえ防災・減災センター」で育成した防災人材を活用しながら、「津波避難に関する三重県モデル」などの水平展開を行うことで、県民の防災意識の向上に努めるとともに、広く普及を図っていきます。あわせて、メディアを活用した啓発や市町や「みえ防災・減災センター」と連携したセミナー等による啓発を実施していきます。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行っていくとともに、十分に活用されるよう利用方法等について引き続き周知していきます。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を順次進めていきます。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供していきます。また、平成26年度に引き続き基本計画の策定を行い、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けたシステム整備のための準備を進めていきます。

【消防力向上への支援】

- ①市町・消防本部の消防設備等の充実支援に取り組むとともに、本県開催予定である「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」を通じて、大規模災害時に活動する緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図ります。さらに、改定後の三重県消防広域化推進計画に基づき、優先的に広域化を推進していく地域等の協議への参画、情報提供など、効果的な支援を図ることにより消防の広域化を進めます。
- ②消防団のさらなる充実強化を図るため、入団しやすい環境づくりや消防団を地域で応援する仕組みづくりなど、次世代を担う若年層の消防団員の確保と地域防災を担う人材育成に向けた取組を市町と連携して進めます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。また、コンビナート防災対策については、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策の推進を図ります。
- ②コンビナート事業者や高圧ガス等を取り扱う事業者等の保安担当者等に対し、保安管理の向上に資する各種研修等や関係法令理解の徹底を目的としたコンプライアンス研修を引き続き実施し、コンプライアンスの徹底と事故の未然防止を図ります。

健康福祉部

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成27年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターの研修会プログラムを、段階的に必要な知見を積み上げながら、より実践的な災害医療体制づくりに資するよう、関係部署が連携して作成します。さらに、研修内容を県が各地域で実施する訓練・研修会に反映させるとともに、災害医療コーディネーターの参加を促進し、災害時対応力のさらなる向上を図ります。

- ③医療従事者の研修について、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を引き続き実施します。また、国がDMATを対象に実施する研修会や実動訓練への参加を促進し、災害時対応力のさらなる向上を図ります。
- ④県総合防災訓練や防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新を行います。
- ⑤県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、地域における災害医療訓練の実施等について、関係機関で協議、検討のうえ、訓練を実施します。

県土整備部

【災害対応力の充実・強化】

- ①道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備、充実に向けて、道路啓開マップを活用した訓練を実施するとともに、道路啓開基地整備5箇所、道路構造強化6箇所の整備を完成させます。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、引き続き、耐震診断、設計や補強工事への補助を行います。また、診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携して展開していきます。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き、補助制度を創設した市町と連携して補助制度を周知するほか、補助制度が未整備の市町に対して制度創設を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断及び避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修を支援します。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路の整備については、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁耐震の対策を進めていきます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

112 治山・治水・海岸保全の
推進

(主担当部局：県土整備部)

11201	洪水防止対策の推進	(県土整備部)
11202	土砂災害対策の推進	(県土整備部)
11203	海岸保全対策の推進	(県土整備部)
11204	治山対策の推進	(農林水産部)

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成27年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着手に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
自然災害への 対策が講じら れている人家 数	/	234,300 戸	235,000 戸	236,100 戸		237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目 の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
27年度目標 値の考え方 (みえ県民カピ ジョン記載内容 を転記)	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成27年度末までに4,900戸増加することをめざして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11201 洪水防 止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	464.1km		464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	18,200戸		18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸			
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	288.0km		288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km			
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数		1,521 集落	1,537 集落	1,554 集落		1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落			

進捗状況（現状と課題）

- ①紀伊半島大水害により被災した施設の再度災害を防止するため、河道断面の拡大等を行う改良復旧や平成25年の台風第18号により被災した施設の早期復旧に取り組んでいます。引き続き、改良復旧の早期完成に向けた取組を進めるとともに、平成25年の台風第18号および平成26年の台風第11号により、被災した施設の早期復旧が必要です。
- ②河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら推進しています。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、洪水被害の軽減を図るため、継続した事業の推進が必要です。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所183箇所のうち24箇所で補強対策を進めています。海岸堤防については、脆弱箇所200箇所のうち50箇所で補強対策を進め、当初の計画を1年前倒しして平成26年度中に対策を完了します。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めています。引き続き、河川・海岸堤防の脆弱箇所の補強対策を計画的に進めるとともに、河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を推進することが必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検に基づく必要な箇所の緊急修繕を平成26年度中に完了します。ダムや河川の大型水門等については長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新に取り組んでおり、継続的に取り組むことが必要です。
- ⑤風水害に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進することはもとより、風水害に対する市町の警戒避難体制を強化するためのソフト対策を推進しています。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を推進するとともに、ソフト対策の推進が必要です。特に土砂災害については、平成26年8月豪雨による広島市での大規模な災害など激化する自然災害への対応として、市町の行う警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域の指定を進めています。全国の水準と比べて区域指定の進捗が遅れていることから、警戒避難体制の整備の支援強化に向けて指定を推進するなど、土砂災害から被害を防止・軽減するためのさらなる推進が必要です。

- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでいることから、機能診断・耐震診断調査を実施しており、この調査の結果、早急に整備の必要な施設があることが判明しています。引き続き、機能診断・耐震診断調査を進め、計画的に対策を講じる必要があります。また、平成 25 年の台風第 18 号により被災した施設について、今年度中の事業完了をめざし、市町等と連携して復旧に取り組んでいます。今後、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦平成 25 年の台風第 18 号による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めています。引き続き取組を推進するとともに、平成 26 年の台風第 11 号による山地災害の早期復旧が必要です。
- ⑧人家に近い場所での土砂災害の発生が懸念されることから、山地災害危険地区の着手率を向上させる必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

県土整備部

- ①平成 25 年の台風第 18 号および平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧や、再度災害防止に備えた治水対策を進めます。また、被災箇所隣接する箇所の補強対策を進めます。
- ②河川堆積土砂については、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進します。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川・海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行います。なお、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、引き続き、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。
- ④砂防設備等の長寿命化計画の策定に取り組むとともに、ダムや河川の大型水門等について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新を進めます。
- ⑤河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、風水害に対する市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援するため、きめ細かで分かりやすい情報の確実な提供を図ります。特に土砂災害については、激化する自然災害への対応として、警戒区域の指定の推進に向け、土砂災害危険箇所（16,208 箇所）における基礎調査の完了年度を従来の目標から 5 年間前倒しして平成 31 年度完了とするため、基礎調査を加速するなど、必要な対策を充実させます。

農林水産部

- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、機能診断・耐震診断調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行います。また、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組みます。
- ⑦平成 25 年の台風第 18 号および平成 26 年の台風第 11 号による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めます。
- ⑧近年多発する土砂災害等から、県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

113 食の安全・安心の確保

- 11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)
- 11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)

(主担当部局：健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成27年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

県民指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
食品検査における適合率		100%	100%	100%		100%
	100%	100%	100%			

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
27年度目標値の考え方 (みえ県民ビジョン記載内容を転記)	食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度100%達成を維持することを目標値として設定しました。

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 実績値	目標達成 状況
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数		157 施設	162 施設	167 施設	
		152 施設	159 施設	163 施設		
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率		100%	100%	100%	
		100%	100%	100%		

進捗状況（現状と課題）

- ①三重県食品監視指導計画に基づき、腸管出血性大腸菌及びカンピロバクター対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として監視指導を実施しましたが、引き続き、監視を実施することが必要です。
- ②計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導しましたが、引き続き、実施することが必要です。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、積極的に取り組みましたが、引き続き、取組数を増やしていく必要があります。
- ④（一社）三重県食品衛生協会が実施する自主的な衛生管理活動である巡回指導と連携し、表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。昨年度の米穀の産地偽装事案に続き精肉事業者による不適正表示が発生したことから、食品事業者のコンプライアンス意識の向上及び自主的な取組を支援することが必要です。
- ⑤食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を一元化する食品表示法が昨年6月に公布され、周知を図っているところです。詳細については、今後、政令等で定められることから、その内容について情報収集に努めるとともに、消費者、事業者への周知が必要です。
- ⑥と畜検査、食鳥検査を実施するとともに、BSE検査体制を維持し、48か月齢超の牛について検査を実施することが必要です。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議の開催、「三重県食の安全・安心行動計画」の策定など、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進しています。近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、危機発生時には、迅速に対応する必要があります。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、年次報告書の策定に意見等を反映させました。今後も、消費者等の意見を県の施策に反映させていく必要があります。
- ⑨平成25年度に県内で米穀の不適正流通事案が発生したことをふまえ、加工業者と大手米穀取扱事業者を対象に重点的に立入調査を実施するとともに、米穀取扱事業者の法令遵守意識の向上に向け、聞き取り調査等を実施しています。さらに、本年10月を食の安全・安心確保推進月間と定め、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催や米の科学的分析検査の開始などにより、取組を強化します。今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、再発防止策に取り組んでいく必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルを一部改正しました。今後も、防疫措置が円滑に機能するよう、関係機関や関係業者、生産者との連携を強化していく必要があります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防やまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、家畜伝染病予防法施行規則に基づく飼養衛生管理基準の遵守を周知しています。今後、早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図る必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、指導者育成や研修会の開催により、産地のGAP導入に向けた取組を支援しています。食品関連事業者等から農産物の安全・安心確保に対するニーズが高まっていることから、引き続き、産地におけるGAP導入を推進することが必要です。
- ⑬農薬、肥料の適正な流通・使用に向け、生産・販売業者等への立入検査による監査・指導を実施するとともに、研修会等により農薬の適正使用を図る啓発に取り組んでいます。引き続き、県産農産物の安全・安心の確保に向け、農薬、肥料の適正な流通・使用を図る必要があります。

- ⑭水産物の安全・安心を確保するため、魚病診断や水産用医薬品の残留検査等の養殖衛生管理の推進や貝毒検査を実施し、安全を確認しました。水産物の安全性を確保するため、引き続き検査を実施することが必要です。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①三重県食品監視指導計画に基づき腸管出血性大腸菌及びカンピロバクター対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を実施します。
- ②計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、引き続き事業者への普及を図ることにより、取組数の増加に努めます。
- ④表示の適正化に向けて、引き続き三重県食品監視指導計画に基づき監視指導を実施するとともに、(一社)食品衛生協会等と連携し、食品事業者の自主的な取組を支援していきます。
- ⑤食品表示法の周知について、ホームページへの掲載だけでなく、保健所等が実施している講習会の機会を活用し、消費者に対する啓発を図るとともに、(一社)食品衛生協会と連携し、講習会等により事業者に対する周知を図ります。
- ⑥と畜検査、食鳥検査を実施するとともに、48か月齢超の牛についてBSE検査を実施します。

農林水産部

- ⑦食の安全・安心確保推進会議を開催し、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ⑧「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑨米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国と関係部局の連携による監視指導と米の科学的な分析検査を実施します。さらに、コンプライアンス研修会の開催等を通じて法令遵守意識の向上に取り組みます。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的かつ円滑に防疫措置が機能するよう、防疫演習や研修会、講演会を開催し、生産者や関係機関との連携の強化を図ります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、飼養衛生管理基準の遵守と疾病発生時の早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図ります。
- ⑫県産農産物の安全・安心の確保のために、GAPに関する情報提供や普及啓発などを行い、産地への導入を推進します。
- ⑬農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬の適正使用について、研修会開催など啓発活動を進めます。
- ⑭安全で安心な水産物を安定供給するため、引き続き、養殖衛生管理指導を推進するとともに、水産関係団体等と連携した検査を実施します。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

114 感染症の予防と体制の整備

- 11401 感染症予防普及啓発の推進 (健康福祉部)
- 11402 感染症危機管理体制の整備 (健康福祉部)
- 11403 感染症対策のための相談・検査の推進 (健康福祉部)

(主担当部局：健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成27年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0件	0件	0件		0件
	0件	1件	1件			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数
27年度目標値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容を転記)	一、二、三類の感染症の集団発生は1件もないようにすべきであり、0件を目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11401 感染症予防普及啓発の推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	100%		100%
		86.7%	95.4%	97.5%			/
11402 感染症危機管理体制の整備 (健康福祉部)	感染症情報化コーディネーター数(累計)	/	130人	180人	230人		280人
		81人	128人	177人			/
11403 感染症対策のための相談・検査の推進 (健康福祉部)	HIV抗体検査件数	/	1,025件	1,050件	1,075件		1,100件
		796件	862件	1,073件			/

進捗状況（現状と課題）

- ①感染症情報システムについては、県内全ての保育所、学校等が参加するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して取り組んで行く必要があります。
- ②感染症情報化コーディネーターについては、ほぼ計画どおり養成していますが、引き続き、新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるようスキルアップにも取り組む必要があります。
- ③マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しています。また、重症熱性血小板減少症候群（以下SFTS）は、県内発生はないものの、他県では発生が報告されていることから、マダニが媒介する感染症の予防について、引き続き、県民や医療機関等への啓発を行う必要があります。
- ④三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市町行動計画の策定支援や指定地方公共機関の指定等を行ってきました。今後は、発生に備えた予防接種体制の整備や医療体制の整備を行うとともに、医療機関や市町と連携して訓練を実施し、発生時に備える必要があります。また、これまで国内発生がなかった社会的に影響力の大きな感染症の発生にも備える必要があります。
- ⑤結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けることができるように、健康診断や治療費の助成を行っています。結核は集団発生すると社会的影響が大きいため、引き続き対策を推進する必要があります。
- ⑥早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズや肝炎については、保健所等において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しています。エイズは、全国的に患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。また、検査の陽性者が、確実に治療が受けられるような支援が必要です。
- ⑦三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談に対応するとともに、医療機関での誤接種がないよう、市町と連携し、予防接種の事故防止に取り組んでいます。引き続き、適切な予防接種が実施されるよう、医療機関や市町等を支援していく必要があります。
- ⑧先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査事業を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①感染症情報システムに、県内全ての保育所・学校が参加するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して、未参加施設等を個別に訪問するなどの働きかけを行い、100%の参加をめざします。
- ②感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修会を実施し、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症のわかりやすい予防方法等の情報を提供します。
- ③マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど、県民に正しい情報を提供していきます。
- ④新型インフルエンザ等行動計画に基づき、住民接種体制を整備するために市町支援を行うとともに、医療従事者等を対象とした特定接種が円滑に実施できるよう体制整備を行います。また、新型インフルエンザ患者を適切に治療するための医療体制整備や、医療機関や市町等と連携した訓練を実施します。さらに、社会的に影響力の大きい感染症が発生した場合は、感染症法等に基づき、迅速に対応します。
- ⑤結核対策については、早期発見・早期治療に繋がるよう、健康診断を実施するとともに、患者が適切な治療を受けられるように治療費の助成及び患者支援を行います。
- ⑥エイズや肝炎については、引き続き、相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について、県民に啓発を行っていきます。さらに、肝炎検査の陽性者等に対し、初回検査や定期検査の補助等を検討します。
- ⑦予防接種については、三重県予防接種センターが円滑に運営できるよう支援するとともに、市町や医療機関等に対して、予防接種事故をなくすための注意喚起を行い、適正化に努めます。
- ⑧風しん対策について、効率的なワクチン接種を推進するため、風しん抗体検査事業を実施するとともに、積極的な啓発を行います。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜施策＞

121 医師確保と医療体制の整備

(主担当部局：健康福祉部)

- 12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部)
- 12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部)
- 12103 医療の質の向上 (健康福祉部)
- 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)
- 12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成27年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口10万人あたりの病院勤務医師数	/	120.0人 (23年度)	122.9人 (24年度)	124.0人 (25年度)		124.0人 (26年度)
	118.6人 (22年度)	122.3人 (23年度)	127.6人 (24年度)			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数
27年度目標値の考え方 (みえ県民カビジョン記載内容を転記)	平成22年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数312人を最終的な目標とし、この4年間で100人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる10万人あたりの医師数に換算し、5.4人増やすことを目標値として設定しました。

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人 181人	192人 196人	206人
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574人	644人 566人	651人 641人	658人		665人
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	568機関	593機関 576機関	618機関 610機関	643機関		668機関
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数	755件	761件 746件	767件 804件	778件		778件
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度	73.9%	80.0% 73.1%	80.0% 71.3%	80.0%		80.0%
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	24.1% (22年度)	37.9% (23年度) 55.2% (23年度)	58.6% (24年度) 62.1% (24年度)	65.5% (25年度)		69.0% (26年度)

進捗状況（現状と課題）

- ①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在解消には時間を要すると考えられることから、これら若手医師の定着と偏在解消を進めるため、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター後期臨床研修プログラムを修学資金貸与者等に活用してもらうよう取り組んでいく必要があります。
- ②平成29年までの看護職員の需給見通し策定にあわせて、看護職員確保対策検討会を継続的に開催することで、看護職員確保に向けた総合的な支援対策を検討していく必要があります。
- ③医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを8月に開設したところであり、各医療機関における勤務環境改善の仕組みの導入を促進するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりについても必要な支援を実施していくことが求められています。
- ④病院内保育所については、24時間保育や病児保育などの多様な保育ニーズにも対応できる施設整備を進めてきましたが、引き続き、施設の状態に応じた体制整備を進めていく必要があります。
- ⑤三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑥助産師については、人口10万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っており、実習施設の確保、就業場所の偏在解消等が求められています。

- ⑦県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、医療分野におけるさまざまな国際連携を展開し、三重県の魅力向上を図っていく必要があります。
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学について、運営交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。また、第二期中期目標策定に向けて法人と意見調整を行っています。今後、第二期中期目標の達成に向けて法人が作成する中期計画の認可にあたって、法人と十分な協議を行っていく必要があります。
- ⑨ドクターヘリの出勤回数が増加しており、救命率の向上等の効果があったと考えます（平成26年9月末現在171回、前年同月累計比7回増）。一方、出勤の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、「MIE-NET」については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での試行に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑩新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が4機関増加しましたが、廃業により5機関減少しました（平成26年8月末現在609機関）。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑪安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち3病院の運営を支援するとともに、1病院の設備整備を支援しています。新生児の死亡率を低下させるためには、リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターに対し支援していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（平成26年8月末現在3,508件、前年同月累計比838件増）。深夜帯の相談件数が全体の20%程度あることから、深夜帯への対応を今後も引き続き実施していく必要があります。
- ⑫多職種による在宅医療・介護の連携検討会等が始まっている市町もありますが、依然として多職種の連携が図れていない市町があるなど、その取組にはばらつきがあります。また、医療介護総合確保推進法が6月に成立したことを受け、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑬小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、モデル地区における連携体制の構築に取り組んでいます。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置の導入が進められるなど、診療機能の充実が図られつつあります。
- ⑮医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- ⑯医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を8月に開催しましたが、医療機関の混乱を避けるため、必要な助言を行う必要があります。また、新たな財政支援制度にかかる都道府県計画の着実な推進を図る必要があります。
- ⑰三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、国民健康保険の広域化に向けた保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、医療費適正化を図るため、後発医薬品の差額通知について過半数の市町で年内実施に向けての準備が進められています。残りの未実施の市町について、引き続き支援します。また、国の国民健康保険の制度改革の動きを注視しながら、市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討する必要があります。
- ⑱県立こころの医療センターについては、外来診療や訪問看護等の地域生活支援の一層の充実に向けた取組を進めるとともに、精神科救急患者の受入や認知症治療、アルコール依存症治療、早期介入・早期支援などの政策的医療及び先進的医療等の提供に取り組んでいます。今後も、患者満足度の向上を図りながら充実した精神科医療を提供していく必要があります。

- ⑱県立一志病院については、家庭医療の実践を通して予防医療や在宅医療など地域ニーズの高い医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な保健、医療、福祉等の多職種連携を推進する取組を進めています。今後も、患者満足度の向上を図りながら、家庭医療を中心に病院運営を進めていくとともに、多職種の連携を一層推進できる効果的な事業に取り組んでいく必要があります。
- ⑳県立志摩病院については、県と指定管理者の間で、代表者による取組方針等の確認・共有、県による定期的な病院運営状況の確認や課題調整等を進めてきており、こうした取組が内科系常勤医師の増員や救急医療体制の拡充など、診療体制の回復・充実につながってきています。引き続き志摩地域の中核病院として、地域住民の皆さんに良質で満足度の高い医療が提供できるよう指定管理者と連携し取り組んでいく必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①より多くの医師修学資金貸与者等に地域医療支援センタープログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②平成 29 年までの看護職員の需給見通しを平成 27 年 12 月までに策定するとともに、看護職員確保対策検討会を継続的に開催し、総合的な確保対策に取り組みます。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおける総合的な支援体制を補完できるよう、看護職員確保対策検討会や医療勤務環境改善支援センター運営協議会での議論をふまえて、各医療機関による勤務環境改善の取組に対する支援の充実を図るとともに、女性が働きやすい医療機関を認証する取組を行います。
- ④看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置について、施設の状況に応じた働きかけを実施します。
- ⑤看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成 27 年 10 月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑥不足している助産師については、就業先の偏在是正を図るとともに実習施設の確保や助産実践能力強化に向けて、助産師出向システムの導入を検討します。
- ⑦県内の各関係大学の参画により、医療技術や人材育成など、医療分野の国際連携体制の構築に取り組みます。
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑨ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざすとともに、東海・長野地域における広域連携について、事務局である愛知県等と具体的な連携体制について検討を進めます。また、「MIE-NET」について、試行の検証結果をふまえ、必要な改善を行います。
- ⑩救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑪重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。

- ⑫在宅医療・介護連携の充実については、三重県在宅医療推進懇話会の意見をふまえるとともに、医療介護総合確保推進法にかかる制度等に基づき、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備等に資する取組を支援していきます。
- ⑬小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと連携しながら、これまでの取組で明らかになった全県的な課題の解決に向けた協議、検討を行うとともに、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑭地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑮医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。また、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑯平成 26 年度末に厚生労働省から示される地域医療構想（ビジョン）ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、地域における協議の場での議論をふまえて、ビジョンを策定します。また、新たな財政支援制度にかかる平成 27 年度都道府県計画については、医療・介護関係者等から幅広く意見を求めて策定していきます。
- ⑰三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、引き続き収納率の向上、医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、国民健康保険の制度改革に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について、引き続き市町や関係機関と検討を行います。

病院事業庁

- ⑱県立こころの医療センターについては、政策的医療や先進的医療に取り組むとともに、訪問看護等のアウトリーチサービス、作業療法、デイケアといった日中活動支援など地域生活支援をより充実させるべく取組を進めます。
- ⑲県立一志病院については、引き続き家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向けて取り組んでいきます。
- ⑳県立志摩病院については、診療体制のさらなる回復を図っていく必要があるため、引き続き指定管理者に対して適切な指導・監督を行うとともに、志摩地域の医療体制の充実に向けて連携して取組を進めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

122 がん対策の推進

(主担当部局：健康福祉部)

12201 がん予防・早期発見の推進 (健康福祉部)

12202 がん治療・予後対策の推進 (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
75歳未満の人口 10万人あたりの がんによる死亡者 数(年齢調整後)		74.5人 (23年)	71.6人 (24年)	69.8人 (25年)		66.0人以下 (26年)
	77.4人 (22年)	78.5人 (23年)	73.5人 (24年)			
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数					
27年度目標 値の考え方 (みえ県民力 ビジョン記載 内容を転記)	三重県がん対策戦略プランにおいて、75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)は、国平均値よりも1割以上減少させることを目標としています。国のがん対策推進基本計画中間報告において、平成27年の死亡者数を73.9人以下としていることから、目標値をその1割以上低い66.0人として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		12201 がん 予防・早期発見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診率 (乳がん、 子宮頸がん、 大腸がん)	/	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)
12202 がん 治療・予後対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)	/	681人	804人	916人	1,050人
		557人	673人	783人		/

進捗状況（現状と課題）

- ①がん検診の受診率向上が見られた市町では、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨の取組が有効であったと考えられます。今後さらに検証を進めるとともに、他市町のがん検診においても、これらの取組が展開されるよう働きかけていく必要があります。
- ②地域がん登録は開始後3年経過し、精度の高い罹患状況等を把握しつつあります。引き続きデータ収集、集計の取組を進めるとともに、がん登録実務研修を実施し、さらに、がん登録の精度向上を促進する必要があります。
- ③緩和ケア研修の受講について、新たにがん医療連携推進病院に指定された医療機関などへ働きかけましたが、受講者数は充分ではありません。今後も、緩和ケア体制の充実のため、幅広く周知を図る必要があります。
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口、社会保険労務士による就労相談支援を開始しました。今後、就労支援を進めるためには、事業所側に対し、がん患者への理解を求める取組が必要です。
- ⑤児童を対象としたがん教育を行うため、ワーキンググループにおいて対象学年や教材等の検討を行いました。今後はモデル校を選定し、出前授業を実施して、教材内容や授業方法等について関係者で検証を行う必要があります。
- ⑥県民運動の一環として、医療機関や企業と連携して、がん征圧月間（9月）にあわせた啓発イベントなど、がん対策の啓発に取り組みました。今後とも、企業、関係機関・団体と連携した取組を進める必要があります。
- ⑦がん医療連携推進病院として、本年4月に新たに4病院を指定しました。国から示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」をふまえて、年度内に県全体のがん医療提供体制の充実に向け検討します。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層拡大するよう、特定健診との同時実施など、県内外の好事例をとりまとめ、各市町のがん検診への導入を働きかけます。
- ②平成 28 年 1 月のがん登録の法施行をふまえ、大学と連携して引き続き精度の高いがんの罹患情報の収集・集計に取り組むとともに、収集・集計したデータを市町、医療機関へ情報提供します。
- ③がんと診断された時からの緩和ケア体制の充実に向けて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア研修の受講状況を把握し、各医療機関に対して研修の受講を個別に働きかけていきます。
- ④がん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の就労実態をもとに、医療機関や事業所等と連携した支援体制について検討します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、事業所関係者に向けてがんの正しい知識の普及に努めます。
- ⑤がん教育については、検証結果をふまえて出前事業を継続実施するとともに、学校教育現場での本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と検討を進めます。
- ⑥がん対策に対する県民の理解を深めるため、幅広く企業、関係機関・団体に呼びかけ、がん検診やがんの正しい知識の普及啓発を進めます。
- ⑦がん診療連携拠点病院を中心としたがん医療提供体制については、がん対策推進協議会の検討結果をふまえて体制の構築を進めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

123 心と体の健康対策の推進

(主担当部局：健康福祉部)

- 12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部)
- 12302 心の健康づくりの推進 (健康福祉部)
- 12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

平成27年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携して心と体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)		男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)			

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
27年度目標値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容を転記)	本県における健康寿命の過去10年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった5年間(平成17~21年)の1年あたりの平均伸び率(男性0.250歳、女性0.275歳)を、計画期間内において実現することを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部 医療対策局)	8020 運動推進員数		249 人	276 人	305 人		330 人
		222 人	225 人	279 人			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
12302 心の健康づくりの推進 (健康福祉部 医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数		7地域	9地域	9地域	9地域
		6地域	9地域	9地域		
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査受診率		43.2% (23年度)	47.1% (24年度)	49.8% (25年度)	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)	44.6% (24年度)		

進捗状況（現状と課題）

- ①健康づくり推進のため、「地域の健康づくり研究会」を開催して、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）が健康に与える関係性について認識を深めました。今後は、県内外の先駆的な取組事例について情報収集を行い、関係者間で共有して健康づくり活動の実践につなげる必要があります。
- ②糖尿病患者など生活習慣病の増加に対応するため、企業などと連携して、健康に配慮した食生活の実践についての普及啓発に取り組んでいます。今後は、糖尿病の発症予防や重症化予防に重点的に取り組む必要があります。
- ③全国健康保険協会三重支部と締結した健康づくりの協定に基づき、特定健康診査、がん検診の受診率向上やたばこ対策に取り組むなど、関係団体等と連携した健康づくりの取組を進める必要があります。
- ④歯科口腔保健対策は、県口腔保健支援センターを中心に、歯科医師会など地域の関係者と連携を図り、学校におけるフッ化物洗口や要保護児童スクリーニング指数（MIES）の普及などの取組を進めています。高齢化が進む中、今後は、在宅における歯科医療のニーズをふまえた対応が必要です。
- ⑤自殺対策として、自殺者数が増加傾向にある若年層を対象に自殺予防教育を実施するとともに、自殺者数が多い中高年層に対してメンタルヘルス対策などに取り組みました。また、メンタルパートナー指導者を対象にフォローアップ研修を実施しました。今後、自殺未遂者の再企図を防ぐ仕組みづくりのため、関係者間で定期的な検討を行う場を設定するなどの取組を進める必要があります。
- ⑥難病対策の新制度の施行に向けて、難病患者が良質で適切な医療が受けられるよう、医療機関や関係機関・団体等と連携して医療提供体制の確保や療養生活環境の整備を図る必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い関係者の参加を呼びかけ、健康づくり活動の成功事例を検証して、その結果をふまえたモデル的な取組が展開されるよう支援していきます。
- ②県民の健康づくり推進のため、「健康づくり応援の店」「たばこの煙の無いお店」の登録促進について、研修会等において働きかけます。また、大学、医療機関、関係団体等と連携して糖尿病の予防・重症化対策に取り組めます。
- ③関係団体等と連携して生活習慣病などの健康づくりを進めるため、健診・保健指導者の資質向上を図るための研修や、保険者が企業対象に実施するセミナー等に参画して、事業主に対して、健康づくりの重要性についての理解が進むよう働きかけます。

- ④歯科口腔保健対策については、フッ化物洗口の学校での実施やM I E Sの実用化に向けた取組を推進します。また、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、各地域の地域包括ケアシステムの中で、歯科医療機関の機能が発揮できるよう、関係機関・団体、市町等と連携を図り取組を進めます。
- ⑤自殺対策については、メンタルパートナーを対象としたステップアップ研修を実施し、関係機関と連携して身近な人のこころの健康に気づき、支援できる人材育成に取り組みます。また、自殺未遂者の再企図を防ぐため、医療機関等と連携した自殺未遂者ケアに対応できる仕組みを構築します。
- ⑥難病患者が良質で適切な医療を受けられるよう、医療費助成など円滑な制度の運営に取り組むとともに、難病医療拠点病院を中心とした、難病患者を支える医療提供体制の確保に努めます。また、難病患者の療養や日常生活での不安の解消を図るなど、きめ細かな相談・支援を行うため、難病相談・支援センターにおいて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を強化し、生活・療養相談、就労相談体制の充実を図ります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

131 犯罪に強いまちづくり

(主担当部：警察本部)

- 13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (警察本部)
- 13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (警察本部)
- 13103 組織犯罪対策の推進 (警察本部)
- 13104 犯罪被害者等支援対策の充実 (警察本部)
- 13105 県民の安全を守る活動基盤の整備 (警察本部)

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成27年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
刑法犯認知件数	/	21,900件 以下	21,300件 以下	21,000件 以下		21,000件 以下
	22,215件	21,493件	19,726件			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
27年度目標値の考え方 (みえ県民カピジョンの記載内容を転記)	刑法犯認知件数が急増した平成13年より前の治安水準をめざすこととし、現状値も加味した上で、刑法犯認知件数を21,000件以下とすることを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (警察本部)	街頭犯罪等の認知件数	/	3,200件 以下	3,200件 以下	3,200件 以下		3,200件 以下
		3,641件	3,458件	3,359件			/
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (警察本部)	凶悪犯の検挙率	/	80.0%	80.0%	80.0%		80.0%
		71.6%	73.0%	70.8%			/
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (警察本部)	主な侵入犯罪の検挙人員	/	210人	210人	210人		210人
		194人	193人	189人			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13103 組織犯罪対策の推進(警察本部)	暴力団検挙人員		280人	280人	280人		280人
		250人	216人	181人			
13104 犯罪被害者等支援対策の充実(警察本部)	犯罪被害者等支援の理解者数		3,500人	3,500人	3,500人		3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人			
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備(警察本部)	交番・駐在所施設の充実度		40.0%	41.0%	42.0%		43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%			

進捗状況(現状と課題)

- ① 「安全で安心な地域社会の実現」に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、県内における平成25年中の刑法犯認知件数は、17年ぶりに2万件を下回りました。平成26年上半期も減少傾向を維持しており、指標の上では、治安は一定程度改善していると言えますが、忍込みや路上強盗等は増加傾向にあるほか、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発しており、県民の不安を解消するには至っていません。
- ② また、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数については、過去最多を記録した昨年を上回るペースで推移しており、極めて深刻な状況にあります。
- ③ 加えて、全国的に社会問題化している危険ドラッグの吸引者による交通事故の発生やインターネットバンキングに係る不正送金事犯の急増など、県民の暮らしに対する新たな脅威が顕在化しています。
- ④ このような厳しい治安情勢の中で、県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を一層推進する必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ① 地域住民等と連携し、地域の犯罪情勢に即した効果的な抑止対策を展開します。特に、子どもや女性が犯罪被害に遭わない環境整備を進めるとともに、情報発信活動や見守り活動の更なる充実を図ります。また、防犯ボランティア団体に対する積極的な支援を行い、地域と一体となった犯罪抑止活動を推進します。さらに、増加傾向にあるストーカー事案や配偶者暴力事案においては、被疑者の検挙はもとより、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒等の保護対策を強化します。
- ② 県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する侵入犯罪等を徹底検挙するため、初動捜査体制の整備はもとより、各種捜査支援システムを活用した情報分析の高度化・効率化を図ります。また、県民の新たな脅威となっているインターネットバンキングに係る不正送金事犯に対しては、官民一体となった対策を推進します。
- ③ 暴力団等による組織犯罪に対処するため、社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など総合的な対策を推進します。特に、薬物対策上の新たな課題となっている危険ドラッグに対処するため、本年8月、「三重県警察危険ドラッグ対策本部」を設置したところであり、取締りや広報啓発等の対策を強化します。
- ④ 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体等と連携した幅広い啓発活動を推進します。
- ⑤ 地域住民の安全・安心の拠り所であり、各種警察活動の拠点となる交番・駐在所の整備を進めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

132 交通安全のまちづくり

(主担当部局：環境生活部)

- 13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (環境生活部)
- 13202 安全で快適な交通環境の整備 (警察本部)
- 13203 交通秩序の維持 (警察本部)

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成27年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
交通事故死者数	95人	90人以下 95人	85人以下 94人	80人以下		75人以下
	95人	90人以下 95人	85人以下 94人	80人以下		75人以下

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方	
目標項目の説明	交通事故発生から24時間以内の死者数
27年度目標値の考え方 (みえ県民カピジョン記載内容を転記)	平成23年度から5年間に取り組む交通安全対策に関する計画(第9次三重県交通安全計画)に基づき、平成27年の目標値を設定しました。

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (環境生活部)	交通事故死傷者数	13,908人	13,300人以下 13,382人	12,800人以下 12,979人	12,300人以下		11,800人以下
		13,908人	13,300人以下 13,382人	12,800人以下 12,979人	12,300人以下		11,800人以下
13202 安全で快適な交通環境の整備 (警察本部)	信号機の整備箇所数(累計)	3,133か所	3,160か所 3,163か所	3,190か所 3,193か所	3,220か所		3,250か所
		3,133か所	3,160か所 3,163か所	3,190か所 3,193か所	3,220か所		3,250か所

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13203 交通秩序の維持 (警察本部)	シートベルトの着用率		96.5%	97.0%	97.5%		98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%			

進捗状況（現状と課題）

- ①平成26年1月から8月までで、県内の飲酒運転が関係する人身事故件数は41件（対前年比6件減）と減少しているものの、死亡事故件数は4件（対前年比1件増）と増加しています。「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」および同基本計画をふまえ、引き続き条例の周知および教育・啓発事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を強化する必要があります。
- ②平成26年1月から8月までで、県内の交通事故による負傷者数は7,201人（対前年比1,355人減）と大幅に減少しているものの、死者数は65人（対前年比3人増）と増加しており、厳しい情勢が続いています。引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、全ての座席のシートベルト着用の徹底など、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付け、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者の育成に取り組むとともに、研修カリキュラムや教材の見直しを行いました。また、効果的な交通安全教育を実施するため、老朽化した交通安全教育機器の更新を行っています。引き続き事業の充実や改善を行い、同センターをより有効活用することにより、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供することが求められています。
- ④老人クラブ等で交通安全活動を行う交通安全シルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、新たな人材の育成に取り組んでいますが、65歳以上の高齢者の交通事故死者数は平成26年1月から8月までで28人（前年と同数、交通事故死者数全体の43.1%）となり、依然として高齢者の死者数が多い傾向にあります。高齢者自らが主体となり地域の交通安全に貢献できる取組の強化が求められています。
- ⑤子供等を対象とした交通安全アドバイザーによる交通安全教育を進めるにあたり、変化する交通情勢に的確に対応し、県民の交通ルール遵守意識の向上を図る必要があります。
- ⑥「ゾーン30」の整備を始め、通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全・安心な交通環境を実現するためには、引き続き、市町等からの要望をふまえて、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数の減少に向けて、シートベルト着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発活動等の推進を図る必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。

- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組むとともに、第 10 次三重県交通安全計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に着手します。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターをより有効活用するとともに、教育内容・手法等の協議・検討を行い、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。
- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組んでいきます。

警察本部

- ⑤「交通安全アドバイザー」による出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育、広報啓発活動の推進を図ります。
- ⑥通学路等の生活道路においては、「ゾーン 30」の整備を進めるとともに、新設道路等において、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等重点的な交通安全施設整備を推進するなど、安全・安心な交通環境の実現を目指します。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反やシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた指導取締りを行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜施策＞

133 消費生活の安全の確保

- 13301 消費者の自立のための支援 (環境生活部)
- 13302 消費者被害の防止・救済 (環境生活部)

(主担当部局：環境生活部)

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成27年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値	目標値	目標値	目標達成	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	状況
消費生活情報を県民が利用している件数	53,322件	54,500件 51,032件	54,500件 57,505件	56,000件		56,000件

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数
27年度目標値の考え方 (みえ県民カビジョン記載内容を転記)	地域リーダー養成や教材提供等の啓発活動を促進する取組により市町や団体等地域における啓発活動を充実し、年500件程度増加させていくことをめざし、平成27年度の目標値を56,000件と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値	目標値	目標値	目標達成	目標値
			実績値	実績値	実績値	実績値	状況
13301 消費者の自立のための支援 (環境生活部)	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合		97.6%	98.4%	99.6%		100%
		96.8%	98.4%	99.2%			
13302 消費者被害の防止・救済 (環境生活部)	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	99.3%		100%
		96.8%	98.0%	98.2%			

進捗状況（現状と課題）

- ①消費生活講座等の開催、HPや新聞による情報提供、さまざまな場での啓発活動等により、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されつつありますが、次々と新たな消費者トラブルが発生しているため、今後も相談の状況に応じて効果的に啓発を行っていく必要があります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブや福祉関係者等に働きかけ、消費者啓発地域リーダーを養成しました。高齢者の相談割合が増加していることから、今後さらに、地域リーダーの実践力を高め、地域啓発を促進する必要があります。
- ③消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等で構成する三重県消費者教育推進地域協議会において消費者教育の推進について検討を進めているところです。さまざまな主体の連携により、消費者教育に取り組む必要があります。
- ④市町の広域的連携の調整を行った結果、徐々に相談体制が充実されていますが、小規模な市町における単独の消費生活相談員配置は難しい状況にあります。市町と十分意見交換しながら、市町の相談体制充実に向けて助言等を行っていく必要があります。
- ⑤複雑化・巧妙化している悪質商法の相談事例が頻発していることなどから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、さらに関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。
- ⑥食材の適切な表示のため、関係団体と連携した研修会の開催や事業者における自己点検等自主的取組の支援を行いました。表示の適正化に向けて、事業者に対する啓発や監視指導を実施していく必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①さまざまな主体が参画する安全・安心な消費者環境の実現をめざしたネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、複雑化・巧妙化している悪質商法など、相談の内容やトラブルの拡大状況に応じて、警察や関係団体等と連携して啓発を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、消費者啓発地域リーダーの増員や実践力向上のための研修会開催、教材の提供など、地域の状況に応じた地域啓発の促進に取り組みます。また、「消費者安全法」の改正に伴う地域の見守り体制の強化について、検討していきます。
- ③消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等と連携し、学校や地域社会、企業など消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育を進めます。
- ④県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、専門的な相談対応等を行います。また、県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、広域的連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど効果的・効率的な事業者指導を行います。
- ⑥改正された「不当景品類及び不当表示防止法」に適切に対応するとともに、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、事業者に対して自主的取組の支援、監視指導の充実に取り組めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

(主担当部局：健康福祉部)

- 13401 薬物乱用防止対策の推進 (健康福祉部)
- 13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (健康福祉部)
- 13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)
- 13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	204,790人	245,200人 264,566人	295,200人 326,721人	345,200人		395,200人
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数					
27年度目標値の考え方 (みえ県民カビジョン記載内容を転記)	平成20年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度5万人ずつ参加者を確保し、平成27年度末で県内人口の20%以上をカバーするよう目標値を設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進(健康福祉部)	薬物乱用防止事業の協力者数		2,981人	3,052人	3,123人		3,194人
		2,933人	3,014人	3,102人			
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保(健康福祉部)	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合		0%	0%	0%		0%
		0%	0%	0%			
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保(健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数		0件	0件	0件		0件
		0件	0件	0件			
13404 人と動物との共生環境づくり(健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351頭	3,285頭	3,285頭		3,285頭以下
		3,373頭	3,249頭	2,162頭			

進捗状況（現状と課題）

- ①「平成 26 年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して乱用防止の啓発、立入検査、再乱用防止等の薬物乱用防止対策を推進しています。また、保健所ごとに組織された各地区薬物乱用指導者協議会が中心となり、自主的、かつ地区の特色を生かした啓発活動を展開することができました。今後も引き続き、薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。
- ②警察本部等関係機関と連携して危険ドラッグ販売店舗への立入検査を行うとともに、その危険性について、危険ドラッグ撲滅キャンペーン等で県民に対して啓発を行いました。引き続き関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等に対して監視指導を実施していますが、今後も不良医薬品等の発生を防止するため、医薬品製造業者等の監視指導を行う必要があります。
また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン等により、県民に対して医薬品等に関する情報提供を継続して行う必要があります。
- ④在宅医療の充実に向け、薬局・薬剤師の参画を促進するため、研修事業等を進めています。今後も引き続き取組を進めていく必要があります。
- ⑤教育委員会や血液センター等と連携して高等学校における献血セミナーの開催や啓発の実施、高校生献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターを対象とした高校生献血推進会議を開催しました。将来にわたり献血協力者を確保するためには、引き続き若年層への取組が必要となります。
- ⑥生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理をさらに定着させる必要があります。
- ⑦動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、引取り数を減らす取組等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にあります。将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化することが必要です。また、動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能や動物愛護管理の取組体制等、動物愛護管理センターの機能充実について検討を行いました。具体的な方針を早期に決定することが必要です。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「平成 27 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して乱用防止の啓発、立入検査、再乱用防止等に取り組む、薬物乱用防止に努めます。
- ②危険ドラッグ対策については、関係機関と連携して、引き続き県民への啓発活動を実施するとともに、関係事業者への立入検査を実施し、違法脱法行為に対しては厳正・的確な対応をしていきます。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- ④薬局・薬剤師がチーム医療の一員として在宅医療に関わっていけるように、拠点となる薬局の整備や薬剤師のスキルアップ等を進めます。
- ⑤若年層に対する献血の取組として、引き続き高等学校における献血セミナーや啓発を実施していきますが、高校生献血推進会議で得た意見も参考にして、事業の充実を図ります。
- ⑥生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。
- ⑦第 2 次三重県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養について普及啓発等を行うとともに、殺処分数の減少をめざし、保健所での犬および猫の引取り数のさらなる減少や、譲渡事業、災害時のペット対策などに取り組めます。また、これらの動物愛護管理事業を進めるため、組織体制や「三重県動物愛護管理センター」の機能の充実等について、必要な整備に取り組めます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

(主担当部局：健康福祉部)

- 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)
- 14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)
- 14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)
- 14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成27年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	/	1,572人	1,097人	786人		0人
	2,123人	1,740人	1,805人			/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
27年度目標値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容を転記)	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成26年度までに解消することをめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	/	636人	706人	776人		846人
		566人	656人	741人			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)		14,227 床	14,837 床	15,436 床		16,497 床
		13,477 床	14,027 床	14,396 床			
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)		63,000 人 (23年度)	87,500 人	(達成済)		87,500 人
		49,385 人 (22年度)	65,525 人 (23年度) 79,983 人 (24年度)	94,762 人			
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数		741 人	893 人	930 人		930 人
		678 人	874 人	1,598 人			

進捗状況(現状と課題)

- ①三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催し、第5期介護保険事業支援計画・第6次高齢者福祉計画の進捗状況を検証するとともに、次期計画の策定に向けて議論を行いました。今後、次期計画の策定作業を本格化させる必要があります。
- ②介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得を支援しました。とりわけ、主任介護支援専門員については、目標数を超えた人数を養成することができました。質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ③介護サービス基盤の整備に向けて、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、特別養護老人ホームに併設するショートステイの特養転換の選定を行いました。また、平成27年度整備計画の募集にあたって、施設基準に沿った整備計画が作成されるよう、事業者に対して説明会を実施しました。
- ④高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、介護基盤の緊急整備として地域密着型サービス施設等の整備の支援を行っていますが、要介護認定者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、地域密着型サービスのさらなる充実が必要です。
- ⑤耐震工事が遅れ、年度を繰り越した特別養護老人ホーム1施設の耐震改修は完了しました。耐震診断の結果、耐震補強が必要と判明した、避難所指定を受けている養護老人ホーム1施設に対して、改修工事の早期着工に向けた助言等を行いました。今後、年度内に改修工事が完了するよう支援することにより、高齢者関係入所施設の耐震化は完了する見込みです。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター職員等を対象とした会議を実施するとともに、困難事例等を多職種で検討する地域ケア会議にアドバイザーを派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。高齢化が進行する中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ⑦介護予防に関する研修を実施し、介護予防の事業評価の結果を共有するとともに、市町職員を対象に新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入に向けた対策会議を実施し、現状や課題について整理を行いました。今後も市町における介護予防のより効果的な取組を推進することが必要です。
- ⑧認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させるため、認知症疾患医療センターを指定するとともに、認知症サポート医等の養成を進めました。また、認知症の理解の普及を図るため、認知症サポーターの養成を進めました。認知症高齢者が増加傾向にある中、早期の段階からの適切な診断と対応のための体制づくり、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。

- ⑨高齢者虐待への対応が適切に行われるよう、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、専門家の協力を得て相談支援体制を充実させました。高齢者虐待は、依然として発生していることから、引き続き高齢者虐待の防止や成年後見など的高齢者の権利擁護の取組が必要です。
- ⑩老人クラブに対する活動助成等により、高齢者によるさまざまな地域貢献活動が行われていますが、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まるなか、元気な高齢者を生活支援の担い手として養成する必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①平成 26 年度に策定する第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 次高齢者福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。
- ②要介護認定のより一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。
- ③介護サービスの向上を図るため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修および介護施設等における看護職員に対する研修を実施します。
- ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、できる限り円滑に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を促進します。
- ⑤高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向け、市町に対する支援を検討します。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、市町、地域包括支援センター職員を対象に、地域包括ケア実現に向けた研修を実施します。また、センター等の職員の専門性の向上や訪問看護サービスの拡充に向けた人材確保の取組を支援します。
- ⑦市町が介護予防に効果的な事業を実施できるよう、研修の開催や好事例の情報提供などの支援を行います。
- ⑧認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医への研修や認知症サポーターの養成など人材育成を進めます。さらに、関係機関との連携を進めるため認知症連携パスの普及・定着等を図ります。
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町や地域包括支援センターの職員、介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。
- ⑩元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

142 障がい者の自立と共生

(主担当部局：健康福祉部)

14201	障がい者福祉サービスの基盤整備の推進	(健康福祉部)
14202	障がい者福祉サービスの充実	(健康福祉部)
14203	障がい者の相談支援体制の整備	(健康福祉部)
14204	精神障がい者の保健医療の確保	(健康福祉部)
14205	障がい者の社会参加環境づくり	(健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成27年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標						
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値 目標達成 状況		27年度 目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,122人	1,203人	1,294人	1,385人		1,476人
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数					
27年度目標値の考え方(みえ県民カビジョン記載内容を転記)	平成23年度の実績見込が1,112人であることから、平成24年度以降は、毎年度入所施設から30人、障害児施設から16人、地域からの利用45人の計91人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進(健康福祉部)	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622人	4,838人	5,438人	5,438人		5,438人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	90人		95人
		75人	80人	76人			
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センターへの登録者数		5,520人	5,740人	5,960人		6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人			
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	510人		560人
		372人	418人	440人			
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1,550人		1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人			

進捗状況（現状と課題）

- ①平成24年度から26年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について、これまでの進捗状況を検証し、障がい者ニーズをふまえ、次期プランの改訂作業を進めています。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、グループホーム（4か所）とともに、生活介護等を行う事業所等の整備を行い、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図っています。入所施設の待機者が増加するなど、障がい者が在宅生活を継続することが困難な状況があり、安心して地域生活を送るために必要な障害福祉サービスを充実させていく必要があります。
- ③県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行に取り組んでいます。残された加齢児への対応とともに、児童福祉法の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方を検討していく必要があります。
- ④平成26年度から重度訪問介護の対象が拡大され、自傷・他害等を繰り返す強度行動障がいのある知的障がい者についても対象となったことから、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進するため、支援者を養成する研修を実施しています。今後も、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組が必要です。
- ⑤県内の重症心身障がい児(者)や遷延性意識障がい児(者)の状況について把握するとともに、短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成するなど、障害福祉サービスの充実に努めています。医療的ケアが必要な障がい者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、医療的ケアができる人材の育成や受入体制づくりなど、福祉と医療の連携を推進する必要があります。
- ⑥障害者支援施設1か所の耐震改修等を実施し、障害者支援施設については、耐震化整備が完了しました。また、災害発生時における精神医療関係者の派遣体制の検討やこころのケア研修を実施しています。災害発生時における精神保健医療の機能低下に対する迅速、適切な対応とともに、遷延性意識障がいなど医療的ケアが必要な方への対策が課題となっており、今後、検討していく必要があります。
- ⑦「共同受注窓口」の受注拡大に向け、受注の仲介、調整、品質管理の指導等を行っています。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。

- ⑧県においては、平成 26 年度の調達方針の中で昨年度を上回る調達目標額を設定し、障害者就労施設等からの優先調達に取り組んでいます。県庁内各所属における調達に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑨障がいのある人もない人も共に働く場として創設された 3 か所の「社会的事業所」について、安定的な運営を支援しています。これらの運営状況をみながら、社会的事業所の今後のあり方を検討していく必要があります。
- ⑩相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しています。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、今後の相談支援体制について検討していく必要があります。
- ⑪サービス等利用計画については、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進めています。今後、県内のサービス等利用計画の作成を進めるとともに、質の向上を図る必要があります。
- ⑫精神科病院と関係機関等が連携してアウトリーチを実施し、精神障がいのある人に対する支援を進めています。また、引き続き輪番制による精神科救急医療体制を確保するとともに、電話による 24 時間精神科医療相談を実施しています。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑬アルコール健康障害対策基本法の主旨やアルコール関連問題に関する理解を深めるための講演会を開催し、県民への普及啓発に努めるとともに、飲酒運転違反者が受診する医療機関を指定するため、内科医や産業医を対象にした研修を実施しています。今後、より一層、身近なところで受診できるよう、指定医療機関の増加に取り組むとともに、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。
- ⑭平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、全競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援しています（3 チーム（知的障害者バスケットボール女子、知的障害者バレーボール男子、女子））。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、既存の障がい者スポーツ団体の競技力の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。
- ⑮「障がい者芸術文化祭」（平成 26 年 11 月開催予定）について、実行委員会を組織し、地元ケーブルテレビやタウン情報誌なども含めた効果的な広報や、特別支援学校特設コーナーの設置、ステージ発表や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めています。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。
- ⑯三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センターが行う情報・コミュニケーション支援により、聴覚障がい者・視覚障がい者の情報保障を進めています。特に、三重県聴覚障害者支援センターについては、災害時における要援護者の支援に関する協定書を伊勢市と再締結し、市が作成する災害時要援護者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後、他の市町へ取組を拡大していくことが必要です。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①平成 26 年度に改訂する「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、権利の擁護や障害者雇用、地域生活の支援などに重点的に取り組み、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざします。
- ②障害者入所施設入所者等の意向をふまえ、障がい者の地域移行と地域生活支援を進めるため、住まいの場となるグループホームや日中活動を支援する障がい福祉サービス事業所等の充実を図ります。

- ③加齢児の円滑な地域移行を図るため、今後の福祉型障害児入所施設のあり方についての検討状況をふまえ、施設への入所時から、退所時を見据えたケアに取り組むとともに、地域において支援を行う人材の育成と障害福祉サービスの充実に努めます。
- ④強度行動障がいのある知的障がいの者の地域移行を促進するため、引き続き、支援者養成研修を実施するとともに、自立支援協議会等で、強度行動障がいのある知的障がいの者の地域移行を促進する取組の情報共有と支援策について検討していきます。
- ⑤医療的ケアを必要とする障がい者と家族のニーズに応じ、地域において安心して生活が送れるよう、福祉、介護、医療等の関係分野が連携し、地域生活を支える体制の整備や人材の育成に取り組みます。
- ⑥災害時における精神保健医療の対応力の維持、向上を図るため、新たにDPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制構築に向けた検討を行うとともに、遷延性意識障がい者など、医療的ケアが必要な方への災害時の対応について、関係機関とともに検討します。
- ⑦福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑧平成26年度の調達結果をふまえ、平成27年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を図ります。
- ⑨「社会的事業所」の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。
- ⑩自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、市町、圏域、県における重層的な相談支援体制の構築を進めます。
- ⑪市町の指導監査等において、サービス内容が障がいの状況やニーズに適合していること、適切にモニタリングが行われていることを確認し、指導、助言を行うことにより、適切な障害福祉サービスの提供につなげていきます。
- ⑫関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がいのある人の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活ができるよう、24時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実に努めます。
- ⑬指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について、講演会を開催するなど普及啓発に努めます。
- ⑭障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するほか、会場調整や準備委員会設置の検討、障害者スポーツ指導員や審判員の養成、スポーツ実技指導の充実など、平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた準備を進めます。
- ⑮「障がい者芸術文化祭」への参加者数、入場者数がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑯三重県聴覚障害者支援センターや三重県視覚障害者支援センター等が中心となって、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行うとともに、災害時における要援護者の支援に関する協定の締結を他の市町へも働きかけるなど災害時の支援活動に取り組みます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

143 支え合いの福祉社会
づくり

(主担当部局：健康福祉部)

- 14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)
- 14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)
- 14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)
- 14304 ユニバーサルデザインのネットワーク
づくりの推進 (健康福祉部)
- 14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)
- 14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
福祉サービス利用 援助を活用する 人数	/	1,150人	1,250人	1,350人		1,450人
	1,026人	1,149人	1,248人			/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数					
27年度目標 値の考え方 (みえ県民カ ビジョン記載 内容を転記)	認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね100人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員活動件数	/	530,000 件		541,000 件
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率	/	29.2%	32.8%	36.4%	/	40.0%
		519,755 件	545,951 件	517,791 件(速報値)			/
		25.6%	22.6%	20.4%			/
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	/	79.0%	79.5%	80.0%	/	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%			/
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	/	45 件	70 件	95 件	/	120 件
		22 件	51 件	86 件			/
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率	/	50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	50.0% (25年度)	/	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)			/
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数	/	1,145 人	1,145 人	1,145 人	/	1,145 人
		1,122 人	1,096 人	1,093 人			/

進捗状況（現状と課題）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援しましたが、今後も当事業の利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制、特に専門員の適切な配置を確保する必要があります。
- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業により、8月末現在で233人の就職が決定（内定）しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められる中で、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③社会福祉法人の指導監督については、所轄庁である県と市が連携して行うとともに、市担当職員を対象とした研修会や県市連絡会議を開催しました。今後も市とのより一層の連携が必要となっています。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、苦情等への随時対応を行う監査チームと定期巡回を行う指導チームを編成し、指導・監査の強化を図りました。
- ④現行の「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況を検証するとともに、社会情勢の変化をふまえ、第3次推進計画を策定する必要があります。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は21,189人（平成26年6月末）、駐車場の登録届出数は1,904施設・3,819区画（平成26年6月末）となり、着実に当制度が定着しつつありますが、依然として利用証を掲示していない車が多く見られます。

⑥生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら保護の適正実施を図るとともに、就労による自立を進めるため、保護開始直後から切れ目のない支援を行う必要があります。

(保護率 平成25年4月9.7%、平成26年4月9.6%、平成26年8月9.6%)

⑦平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、福祉事務所設置市町に対し、会議等を通じて情報提供を行うとともに、県内4ブロックで情報交換の機会を設けるなど、福祉事務所設置市町の取組を支援しました。引き続き、法施行時の実施事業や体制について、福祉事務所設置市町と協議を行っていく必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に関して、利用者の増加に対応できるように実施体制の確保を図ります。
- ②福祉・介護人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。また、潜在介護福祉士の再就業支援などの取組についても検討します。
- ③社会福祉法人の指導監督については、県と市の連絡会議や研修会等の開催により、市との連携を密にし、法人指導を充実していきます。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、引き続き適切に実施していきます。
- ④平成26年度に策定する、平成27年度から30年度を計画期間とする「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、計画的に取組を進めます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発を行い、適正な制度の運用を図るとともに、駐車場の登録について事業者等に協力を依頼します。
- ⑥各福祉事務所に対して生活保護の指導監査を実施し、保護の適正実施を指導するとともに、保護受給者の自立支援に向けた就労支援事業等を進めます。
- ⑦生活困窮者自立支援法に基づく各事業が円滑に実施されるよう、実施主体となる福祉事務所設置市町へ情報提供を行うとともに、県所管の郡部については町との連携のもと、適切な事業実施の体制づくりを進めます。また、生活保護世帯、生活困窮者世帯の子どもの「貧困の連鎖」の防止に取り組みます。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

＜施策＞

151 地球温暖化対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

- 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (環境生活部)
- 15102 環境経営の促進 (環境生活部)
- 15103 環境行動の促進 (環境生活部)
- 15104 環境教育の推進 (環境生活部)

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成27年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	/	+6.3%以下 (22年度)	+4.7%以下 (23年度)	+3.1%以下 (24年度)		+1.5%以下 (25年度)
	+3.6% (21年度)	+4.9% (22年度)	+5.3% (23年度)			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。
27年度目標値の考え方(みえ県民カピジョン記載内容を転記)	平成32(2020)年度を目標年度とする「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進(環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.6%以下 (23年度)	+1.2%以下 (24年度)	+1.8%以下 (25年度)		+2.4%以下 (26年度)
		0% (22年度)	+1.9% (23年度)	+2.0% (24年度)			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模 事業所向け環境 マネジメントシ ステム(M-E MS)認証事業 所数(累計)		290件	330件	350件		420件
		246件	278件	295件			
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者 数		5,300人	5,600人	5,800人		6,000人
		4,957人	4,875人	5,639人			
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者 数		30,000人	33,000人	33,000人		33,000人
		29,454人	33,797人	31,911人			

進捗状況(現状と課題)

- ①県民・事業者等の自主的な取組を推進するため、地球温暖化対策推進条例に基づく指針を作成し、広く周知を行いました。また、今後の地球温暖化対策の推進に役立てることを目的として、県民・事業者向けに地球温暖化問題に関するアンケート調査を実施したところ課題が明らかになり、その課題に対応していく必要があります。
- ②電気自動車(EV)等を活用した低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市低炭素社会創造協議会が策定した行動計画に基づき、伊勢市において国の補助制度を活用した充電施設の普及や小型EVを活用した観光モニターツアーの実施などの取組を進めています。今後は、EV等の普及を図るため、充電施設の整備をさらに進める必要があります。
- ③地球温暖化の進行に伴う三重県の気候変動の現状を県民・事業者に知っていただき、その気候変動に対処する必要性を理解いただくための「三重県気候変動レポート」を取りまとめました。今後は、広く情報提供を行っていく必要があります。
- ④産業部門や民生業務部門における温室効果ガスの自主的な排出削減取組を促進するため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及啓発を進めていますが、M-EMSの認証取得事業所数は減少傾向にあります。
- ⑤家庭部門においては、省エネ等に係る具体的な手法やその効果を示した啓発冊子を活用するなど、「見える化」の取組を通じ、地球温暖化防止活動推進員等による啓発を進めていますが、家庭からの温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向にあります。そのため、意識を高め、行動につなげていく必要があります。
- ⑥環境教育の推進については、従来の環境学習情報センターを活用した講座やイベント等の開催のほか、新しく海岸漂着物対策に係る展示や講座の開催を行う予定です。今後も引き続き、新たな環境問題の学習の場を提供していく必要があります。
- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州との共同宣言をふまえ、環境保全に関する研修をサンパウロ州の行政職員を対象に実施する予定です。今後も、共同宣言に基づき、継続(3ケ年)して協力を行う必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①地球温暖化対策を着実に進めるため、アンケート調査結果から明らかになった実行率が低い「事業活動における省エネ」、「カーボンオフセット」、「エコ通勤」などの取組を促進していきます。
- ②伊勢市で実施しているEV等を活用した低炭素なまちづくりのモデル事業については、EV等で観光できるよう、充電施設の整備を引き続き促進するとともに、この事業で得られた成果について、他の市町への展開を図っていきます。
- ③地球温暖化への緩和策や適応策については、国の動向を見極めつつ知見をもつ専門家を交えた調査・研究を行い、県民の皆さんへその情報提供を図っていきます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、引き続き、M-EMS認証機構と連携し、M-EMS取得事業者の取組事例、有用性などの紹介を行いながら、普及啓発を図っていきます。
- ⑤家庭部門における自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、引き続き、地球温暖化防止活動推進員等を中心とした「見える化」による啓発を、市町と連携を図りながら進めていきます。
- ⑥環境教育を推進するため、環境学習情報センターにおいて、県民のニーズの把握を行い、ニーズにあった学習メニューを増やすなど充実を図っていきます。
- ⑦国際環境協力の一環として、引き続き、サンパウロ州のニーズに応じた環境保全に関する研修を、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）を活用して実施します。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

152 廃棄物総合対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

- 15201 ごみゼロ社会づくりの推進 (環境生活部)
- 15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部)
- 15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の
是正の推進 (環境生活部)

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成27年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物(生ごみ等)の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量	/	352千トン 以下 (23年度)	338千トン 以下 (24年度)	323千トン 以下 (25年度)		306千トン 以下 (26年度)
	360千トン (22年度)	345千トン (23年度)	323千トン (24年度)			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
27年度目標値の考え方 (みえ県民カビジョン記載内容を転記)	一般廃棄物の最終処分量は過去の推移と今後の廃棄物処理施設の整備状況をふまえて将来推計し、目標値を設置しました。 一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成22年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画で設定した目標値の考え方をふまえ、目標設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進(環境生活部廃棄物対策局)	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	/	951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)	926 g/人・日 以下 (25年度)		913 g/人・日 以下 (26年度)
		966 g/人・日 (22年度)	967 g/人・日 (23年度)	976 g/人・日 (24年度)			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	41.8% (25年度)	
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)	41.8% (24年度)		42.2% (26年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン 以下	370トン 以下	370トン 以下	
		462トン (22年度)	150トン	623トン		370トン 以下

進捗状況（現状と課題）

- ①平成 23 年 3 月に策定した三重県廃棄物処理計画に基づき、ごみゼロ社会の実現、産業廃棄物の 3R の推進および適正処理の確保、産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理是正の推進について取組を進めています。廃棄物処理計画は 5 年ごとに策定する必要があります。
- ②南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における災害廃棄物処理を円滑に実施するため、「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定に取り組んでいます。計画策定にあたってはその実効性を確保するため、民間事業者の活用や広域的な処理体制の整備等について、検討を進めていく必要があります。また、市町災害廃棄物処理計画の策定に向け各市町と個別に調整するとともに県計画と整合を図っていく必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、市町におけるごみ処理の現状把握や市町と協働して子どもたちの「もったいない」意識の醸成を図るための啓発事業を実施したほか、NPO 等団体に講座で使用する「もったいない名人」テキストを提供しました。また、主に幼児向けの啓発ツールとして活用するため、もったいないをテーマにした「もったいないかみしばい」の募集を行いました。今後も、市町の取組に支援をするとともに、さまざまな啓発ツールを活用した取組を進める必要があります。
- ④RDF 焼却・発電事業について、安全で安定した RDF の処理に努めるとともに、市町等における、事業終了後のごみ処理体制について、情報提供や市町等の設置する委員会等に参画するなど、市町等の取組を支援しています。RDF 焼却・発電事業終了後も市町等のごみ処理が円滑に進むよう市町と一体となって取り組む必要があります。
- ⑤産業廃棄物の適正処理を推進するため、環境技術指導員が多量排出事業者等を訪問し、電子マネーフレストおよび優良認定業者を活用するよう普及啓発を行っています。排出事業者の処理責任の徹底に向け、引き続き普及啓発を行う必要があります。
- ⑥廃棄物系バイオマスの再資源化事業について、県内 2 地域で関係者（行政、排出事業者、処理業者、農家等）による地域協議会を設置し、実証実験の実施に関する調整を行っています。今後は、関係者間の情報共有や連携の促進を図るとともに、県内の廃棄物系バイオマスの利活用事例に関する情報収集を行っていく必要があります。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理に対しては、事案ごとに優先順位を設定し、効率的な監視活動を実施するとともに、厳正な対処を行っています。また、不法投棄等の未然防止・早期発見を推進するため、市町や各団体等との連携を強化するとともに、民間パトロールや監視カメラを活用し、間隙のない監視を行っています。今後も、さまざまな主体との連携を進め、不法投棄を許さない社会づくりを進める必要があります。

- ⑧産業廃棄物が不適正処理された4事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を行っています。産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①平成27年度に三重県廃棄物処理計画の計画期間が終了するため、国の基本方針、県内の廃棄物の現状や課題をふまえて、新たな計画を策定します。
- ②環境省が主催する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に積極的に参加し、国および各県との連携による円滑な広域処理体制の構築をめざします。また、県および市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、関係者間で広域処理体制整備のための連絡会を設置し、情報共有や人材育成のための教育訓練に取り組むとともに、個別課題（有害廃棄物対策、事業継続計画等）に対応するためのマニュアルを整備します。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、引き続き、出前授業を実施していくほか、効果的な普及のための教材の検討や、市町における廃棄物処理システムの最適化のためのツール（廃棄物会計、ごみ処理カルテ）の活用を働きかけていきます。
- ④RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町の委員会等に参画し、市町とともに広域処理の枠組みや処理方式等の具体的な検討を進めていきます。
- ⑤環境技術指導員が多量排出事業者等を個別に訪問し、電子マニフェストおよび優良認定業者の活用が進んでいない業界を中心に働きかけを行うとともに、電子マニフェストシステムに加入した事業者での活用が進むようフォローを行うなど、排出事業者の処理責任の徹底に向けた取組を促進します。
- ⑥県内2地域における地域協議会の成果や実証実験で検証された結果等を関係者で共有するとともに、廃棄物系バイオマスの再資源化を促進するため、県内の市町や事業者に情報提供していきます。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見のため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、民間事業者等と新たに協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化し、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

環境生活部・企業庁

- ⑨RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

153 自然環境の保全と活用

(主担当部局：農林水産部)

- 15301 生物多様性保全の推進 (農林水産部)
- 15302 自然環境の維持・回復 (農林水産部)
- 15303 自然とのふれあいの促進 (農林水産部)

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成27年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所	/	44 箇所	54 箇所	70 箇所		74 箇所
	34 箇所	44 箇所	70 箇所			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計
27年度目標 値の考え方 (みえ県民カピ ジョン記載内容 を転記)	生物多様性に係る保護活動箇所数を年間10箇所ずつ増やし、平成27年度には現状値の2倍以上とする目標数値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15301 生物多 様性保全の推進 (農林水産部)	ニホンジカの推 定生息頭数	/	49,000 頭	63,000 頭	60,000 頭		10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭	99,140 頭 (63,192 頭 〔バイズ推計*〕)			/
15302 自然環 境の維持・回復 (農林水産部)	自然環境の新た な保全面積(累 計)	/	3ha	56ha	(達成済)		163ha
		—	9.9ha	1,018ha			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度	/	82.0%	83.0%	84.0%		85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%		/	

* 「ペイズ推定法」を活用した推計値

進捗状況（現状と課題）

- ①生物多様性の保全を目的として、自主的な活動を行う「里地里山保全活動計画」の認定団体のうち、要望のあった12団体の活動に対して支援しています。また、里山林の保全管理や資源利用を行う活動団体の取組を促進する「森林・山村多面的機能発揮対策事業」では、平成25年度より3団体増えた30団体の活動を支援しています。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動などの支援制度を通じ、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するため、絶滅危惧種等のレッドリストを確定し「三重県レッドデータブック」の改訂版発刊に向け作業を進めています。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を3回実施しました。さらに、県指定希少野生動植物種の保全活動を4箇所で行い、外来生物対策として、外来生物被害予防3原則の入れない・捨てない・拡げないことについて、地域のイベント等に参加し普及啓発を図っています。子どもたちの自然への関心や生物多様性の理解を高め、豊かな生物多様性を保全するためには、県民・NPO等団体・行政等が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組を進めて行く必要があります。
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験を3回、狩猟免許更新講習を13回実施しました。また、鳥獣保護員による狩猟等の取締りや指導を実施しています。今後も、狩猟および有害捕獲の適正な実施および安全性を確保する必要があります。
- ④ニホンジカの推定生息頭数については、「糞粒法」による調査結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「ペイズ推定法」による調査を実施しています。また、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とする鳥獣保護法の改正に伴い、県が捕獲等を目的とする事業の実施について検討を進めるとともに、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について、年度内に改定を行う必要があります。
- ⑤野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を1回実施しました。今後も、死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に取り組む必要があります。
- ⑥貴重な自然環境の保全については、香肌峡県立自然公園の富永区の特別地域において、地域の文化や景観に重要な位置を占めるトチノキの樹勢回復を進めるため、富永生態系維持回復事業計画に基づき県、市、地元住民、有識者等による富永生態系維持回復事業協議会を立ち上げました。今後は、同協議会において活動内容等を協議しながら、継続的な調査や受光伐等を実施していく必要があります。また、祓川自然環境保全地域では、引き続き、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、保全種であるタナゴ類4種、淡水二枚貝類7種の生息環境の回復を図るため、大陸からの導入型コイや外来魚の駆除に、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して取り組むことが必要です。
- ⑦県民に安全で快適な環境を提供し自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設について、市町等と維持管理契約を継続実施するとともに、災害や老朽化により補修が必要な施設7箇所の復旧を進めています。また、計画的な施設整備を進めるため、自然公園施設の整備計画を策定しました。今後は、整備計画に基づいて着実に施設の補修等を行うことが必要です。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については平成25年度に全線の復旧が完了し、平成26年4月から多くの登山者が訪れています。

- ⑧自然環境や歴史文化を県民に伝え、その価値や大切さが理解され、保全する仕組み（エコツーリズム）を推進するため、エコツーリズム推進協議会に参加し、その活動を支援しています。観光部局等に対し、引き続き自然公園施設や各種イベントの開催などの情報提供を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

平成 27 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動に取り組む団体の認定やその自主的な保全活動を支援します。
- ②「三重県レッドデータブック」の改訂に伴い、生物多様性の保全上重要な地域や県指定希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めるとともに、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行うほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と協働した県指定希少野生動植物種の保全活動を実施します。また、豊かな生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画「みえ生物多様性推進プラン」の改定を進めます。
- ③わなによる狩猟および有害鳥獣捕獲の適正な実施および安全性を確保するため、標識の設置等に対し支援を行います。また、引き続き、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行います。さらに、捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPR等に取り組むとともに、狩猟免許更新講習対象者に対し通知文書を発出するなど、狩猟免許所持者の確保に努めます。
- ④鳥獣保護法の改正に伴い策定する鳥獣保護管理事業計画等に基づき、県が捕獲等をする事業の実施を目指して取り組むなど、農林水産業への被害の大きい野生獣について、適正な生息管理に努めていきます。
- ⑤死亡野鳥等に係る高病原性鳥インフルエンザの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら迅速に対応します。
- ⑥香肌峡県立自然公園の富永生態系維持回復事業では、受光伐等の実施時期や具体的な手法を富永生態系維持回復事業協議会において検討し、地域住民や地元の市、森林組合と協力しながら生態系の維持・回復に取り組めます。また、鈴鹿国定公園において、生態系の維持・回復を図るため、地元の市町やNPO法人と協力しながら外来植物の駆除や在来植物の植栽等を進めます。さらに、祓川の生態系維持回復事業では導入型のコイや外来魚の駆除について、実施時期および捕獲方法などを祓川環境保全全体会議で協議し、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して取り組めます。
- ⑦平成 28 年に伊勢志摩国立公園指定 70 周年を迎えるにあたり、伊勢志摩地域を中心に老朽化が目立つ自然公園施設の整備を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点となる施設について、施設の維持管理を委託している市町等や指定管理者と連携し、魅力あるイベントの開催や情報発信などを行い、利用者の満足度の向上に努めます。
- ⑧環境と観光をつなげるエコツーリズムに取り組む団体が活動しやすいよう環境整備を進めるとともに、関係部局やNPOなど、さまざまな主体との連携・協力により、情報等の共有を図りながら自然とのふれあいを促進します。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

<施策>

154 大気・水環境の保全

(主担当部局：環境生活部)

- 15401 大気・水環境への負荷の削減 (環境生活部)
- 15402 自動車環境対策の推進 (環境生活部)
- 15403 生活排水対策の推進 (環境生活部)
- 15404 伊勢湾の再生 (環境生活部)
- 15405 環境保全のための調査研究の推進 (環境生活部)

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	/	93.9%	95.0%	96.0%		97.0%
	76.7%	92.9%	92.1%			/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
27年度目標値の考え方 (みえ県民力ビジョン記載内容を転記)	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減 (環境生活部)	大気・水質の排出基準適合率	/	100%	100%	100%		100%
		99.2%	99.3%	99.3%			/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進 (環境生活部)	NOx・PM 法対策 地域内の大気環 境基準達成率		100%	100%	100%		100%
		60.0%	100%	100%			
15403 生活排 水対策の推進 (環境生活部)	生活排水処理施 設の整備率		78.8%	79.7%	80.5%		81.4%
		78.0%	(23年度) 79.1%	(24年度) 79.5%	(25年度)		(26年度)
15404 伊勢湾 の再生 (環境生活部)	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000人	24,500人	25,500人		26,500人
		16,475人	23,834人	21,725人			
15405 環境保 全のための調査 研究の推進 (環境生活部)	調査研究成果件 数		4件	4件	4件		4件
		3件	4件	2件			

進捗状況（現状と課題）

- ①工場・事業場に対する立入検査により、排出基準や総量規制基準の遵守を徹底し、大気環境および河川・海域等の水質保全を図っています。県内の大気環境は、PM2.5（微小粒子状物質）等について環境基準を達成できていない状況にあり、指針値超過のおそれがある場合は迅速に県民への注意喚起を行っています。水環境については、伊勢湾の水質環境基準の達成率（COD）が56%（平成25年度）と低い状況にあることから、引き続き汚濁負荷の削減が必要です。なお、河川における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を平成26年度中に行うこととしています。
- ②自動車NOx・PM法対策地域内の全ての測定局において、3年連続で二酸化窒素等の環境基準を達成しました。平成32年度には対策地域内の全域での環境基準の達成を目標としているため、引き続き、対策地域内の二酸化窒素等の状況を把握していく必要があります。
- ③海域における陸域からの汚濁負荷の主要因の一つである生活排水については、処理施設の整備率が平成25年度末で80.8%まで進捗し、目標値（80.5%）に達しましたが、全国平均（88.9%）と比較すると未だ低い状況にあり、単独処理浄化槽や汲み取り世帯が多く残されています。また、平成26年1月に国において生活排水処理施設「10年概成」の方針が示されたことから、本県の生活排水処理アクションプログラムのための「生活排水処理基本方針」を策定しているところです。
- ④伊勢湾の貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を三重大学など研究機関と連携し進めてきたところですが、有効な対策に向けてはさらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑤海岸漂着物対策については、国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を進めていますが、国による財政措置が平成25～26年度の2ヵ年とされていることから、平成27年度以降も財政措置が継続されるよう、国への働きかけを行っているところです。また、発生抑制対策においては、広域的な取組が必要であることから、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、発生抑制等の取組を進めているところです。
- ⑥水環境の保全に向けては、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を進めているところですが、参加者数の拡大を図る必要があります。

⑦環境保全のための調査研究については、PM2.5の調査や閉鎖性水域である伊勢湾の水質改善など、行政課題をふまえた調査研究を行っており、今後も環境基準の新たな指標や項目の追加などが見込まれることから、研究課題を的確に捉え、着実に成果を積み上げていく必要があります。

平成27年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①大気環境や公共用水域の水質を保全するため、工場・事業場に対する重点的・計画的な立入検査により、排出基準等の遵守の徹底を図ります。また、PM2.5等の大気環境の常時監視を行い、測定結果について迅速な情報提供に努めます。水環境の保全については、第7次総量削減計画に基づく伊勢湾の汚濁負荷の削減を進めるとともに、河川における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を平成26年度に行うことから、これに係る環境基準項目の常時監視を平成27年度以降行います。
- ②自動車NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理を引き続き行っていきます。
- ③生活排水処理未普及人口の解消に向け、現行の生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町および関係部と連携し、処理施設の効率的・効果的な整備を進めます。また、生活排水処理施設「10年概成」の国の方針をふまえた県の「生活排水処理基本方針」に基づき、中期目標（平成37年度）・長期目標（平成47年度）の生活排水処理アクションプログラムを策定します。
- ④伊勢湾の貧酸素水塊等の対策に向け、関係機関と連携した調査を引き続き実施します。
- ⑤海岸漂着物対策については国の予算を確保し、回収・処理および発生抑制対策事業を引き続き実施します。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においても、引き続き本県がリーダーシップを取り、海岸漂着物対策に係る国への提言活動をはじめ、発生抑制のための取組を推進します。
- ⑥「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」については、民間団体、企業等と連携しながら、さらに参加者数の拡大を図ります。
- ⑦PM2.5対策や伊勢湾の水質改善など、大気・水環境の課題に対応した調査研究を行い、得られた成果を施策への展開につなげるとともに、年報・学会発表等を通じた情報発信を行います。また、技術情報の収集等により技術力の維持・向上に努めます。

